

令和8年度

県

税

の



県税イメージキャラクター
『タツ君』

し

お

り



写真提供：一般社団法人広島県観光連盟

はじめに

広島県は、県民の皆様が「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と、心から思える広島県の実現に向けて取り組んでいます。

皆様に納めていただく県税は、この基本理念を実現するための重要な財源です。「県税のしおり」は、県税の仕組みや使われ方など、そのあらましを県民の皆様に向けて紹介しています。

多くの方にご覧いただき、県税をより身近なものと感じ、理解を深めていただければ幸いです。

《表紙写真 観光振興の取組（宿泊税の導入）》

広島県の観光の目指す姿である「観光が県経済を支える産業の一つとなる」ためには、観光客が求める楽しみや、おもてなしを県内全域に取り揃え、本県を訪れる観光客の県内周遊を促していくことなどにより、宿泊や現地消費などの観光消費額の単価を上昇させ、観光消費額全体の増加を図っていく必要があります。

このため、本県では、地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めるための観光振興施策を推進する費用に活用するため、令和8年4月1日から宿泊税を導入しました。

宿泊税を活用し、本県が日本を代表する観光地としてのブランド力を確立することで、観光が本県経済の成長を支える産業の一つとして定着するとともに、地域に暮らす人々の生活の質が高まり、持続可能な形で地域全体が発展することを目指し、「県民」「観光客」「事業者」のそれぞれの満足度を高める施策を県内全域で実施してまいります。

目 次

1. 県の財政と県税

- 県の予算 1
- 税金の種類 3

2. 県税のあらまし

- 個人県民税 6
- 県民税利子割 10
- 県民税配当割 11
- 県民税株式等譲渡所得割 12
- ひろしまの森づくり県民税 13
- 法人県民税 14
- 法人事業税 16
- 個人事業税 21
- 地方消費税 23
- 不動産取得税 24
- 県たばこ税 28
- ゴルフ場利用税 29
- 自動車税 30
- 軽油引取税 34
- 鉱区税 36
- 狩猟税 37
- 産業廃棄物埋立税 38
- 宿泊税 39
- 延滞金・加算金 40

3. 県税の納付

- 県税を納める時期 41
- 納税の窓口 42
- 地方税お支払サイト・QRコード 43
- 地方税の電子申告・納税 44
- 県税の納税証明書 45
- 納税の猶予・減免など 46

4. 県税などのお問い合わせ先

- 県税を扱う事務所 47
- 県税事務所の所在地 48
- 国税局・税務署 49
- 市役所・町役場 50

5. 中学生の税についての作文・書写

- 中学生の税についての作文・書写 51

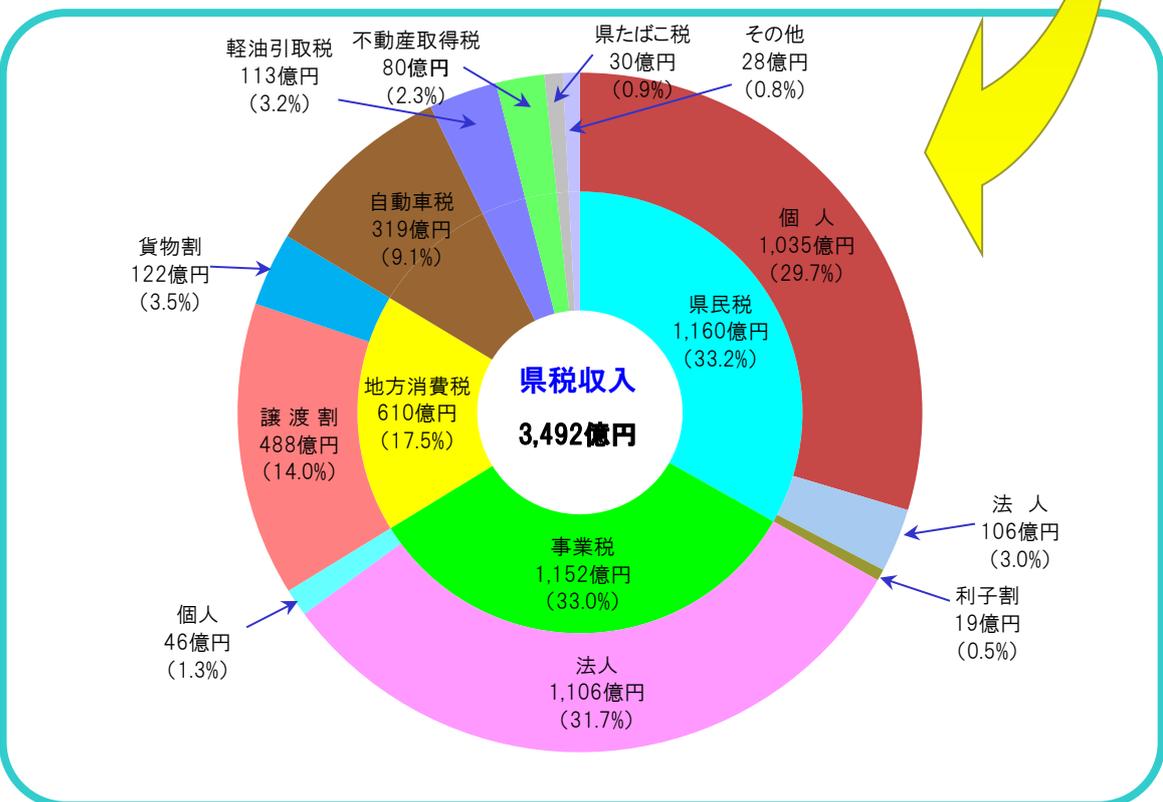


県の予算

県税のしおり
令和8年度

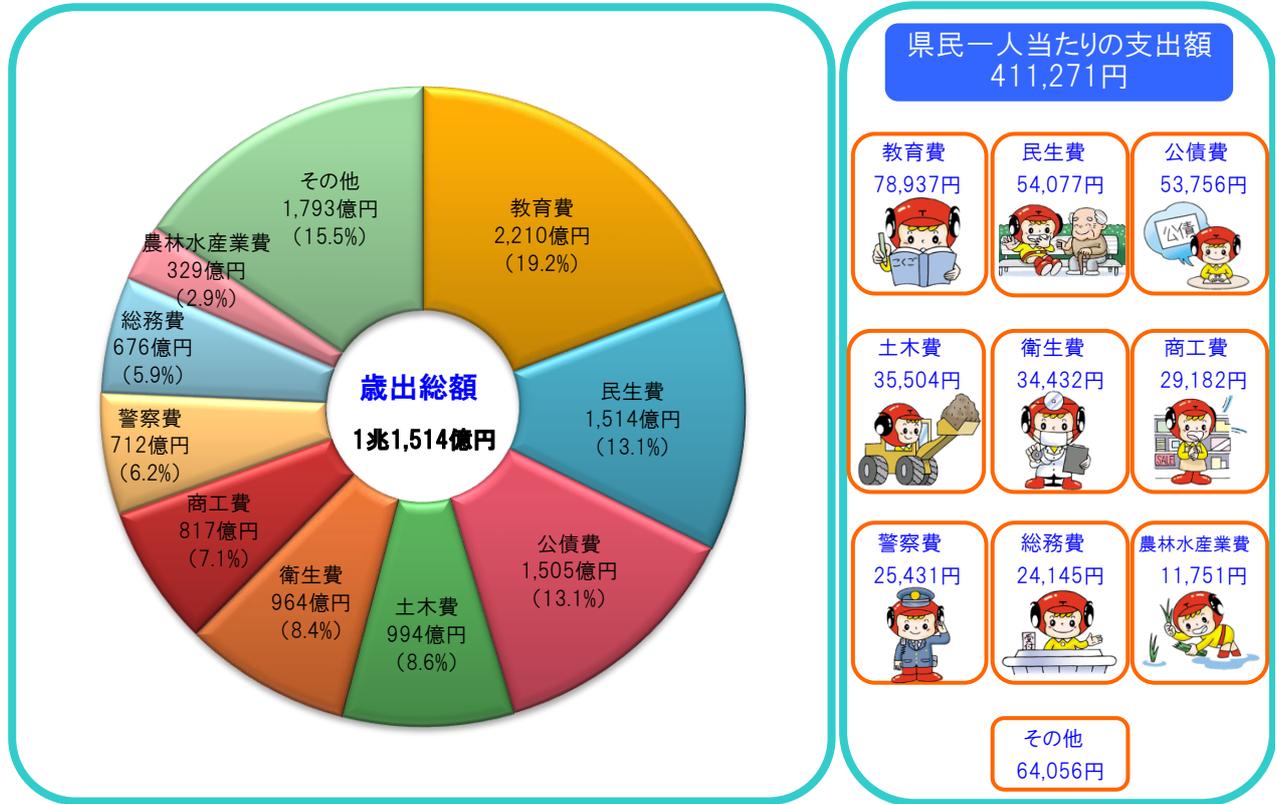
令和8年度の広島県の歳入予算額(一般会計)は1兆1,514億円、このうち県税は3,492億円で歳入予算額全体の約30%を占め、県の重要な財源となっています。

令和8年度一般会計歳入予算

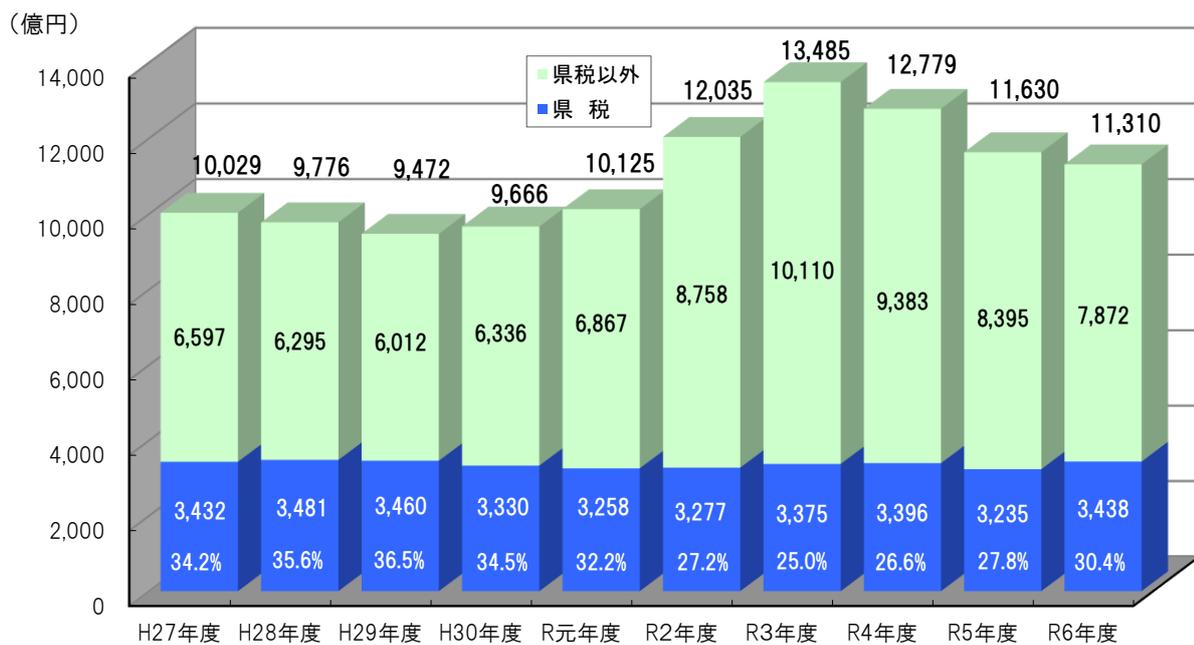


● 令和8年度一般会計歳出予算

広島県では、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と、心から思える広島県の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。



● 一般会計歳入に占める県税の割合



※ 各年度の決算額で表示

税金の種類

県税のしおり
令和8年度

税金には、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税があります。また、地方税は、さらに「県(都道府)税」と「市町(村)税」に分かれます。

国 税 (国に納める税金)

直接税

所得税

個人の一年間の所得にかかります。

復興特別所得税

法人税

株式会社などの法人の所得にかかります。

相続税

財産を相続や遺贈によって取得した人にかかります。

贈与税

贈与によって財産をもらった人にかかります。

地方法人税

法人税額にかかります。

特別法人事業税

法人の所得又は収入等にかかります。

森林環境税

国内に住所のある個人にかかります。

間接税など

消費税

国内での商品の販売やサービスの提供や輸入貨物の引き取りにかかります。

酒税

清酒やビールなどの酒類を製造場から出荷したときにかかります。

国たばこ税

たばこ特別税

たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。

揮発油税

地方揮発油税

自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。

石油ガス税

自動車用の石油ガスを充てんしたときにかかります。

航空機燃料税

航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。

石油石炭税

原油及び輸入石油製品、石炭に対してにかかります。

自動車重量税

自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかります。

印紙税

契約書、領収書、約束手形などを作成したときにかかります。

登録免許税

不動産や会社の登記、各種権利の登録などを受けるときにかかります。

電源開発促進税

電力会社が販売する電気にかかります。

国際観光旅客税

日本から出国するときにかかります。

とん税

特別とん税

外国の貿易船が港に入港したときにかかります。

関税

輸入貨物にかかります。

県 税（県に納める税金）

普通税

直接税

県 民 税

個 人 県 民 税

県内に住所のある個人にかかります。

法 人 県 民 税

県内に事務所又は事業所のある法人にかかります。

県 民 税 利 子 割

金融機関等から利子等の支払いを受けるときにかかります。

県 民 税 配 当 割

上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかります。

県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかります。

事 業 税

個 人 事 業 税

事業を営んでいる個人の所得にかかります。

法 人 事 業 税

法人の所得又は収入等にかかります。

不 動 産 取 得 税

土地や家屋を取得したときにかかります。

自 動 車 税

自動車の所有者にかかります。

鉱 区 税

鉱業権を有する者にかかります。

間接税

地 方 消 費 税

消費税と併せて、国内取引や外国貨物の引き取りにかかります。

県 た ば こ 税

たばこを卸売事業者等が小売販売業者に売り渡したときにかかります。

ゴ ル フ 場 利 用 税

ゴルフ場を利用したときにかかります。

軽 油 引 取 税

軽油の引取等をしたときにかかります。

目的税

直接税

狩 猟 税

狩猟者の登録を受けるときにかかります。

間接税

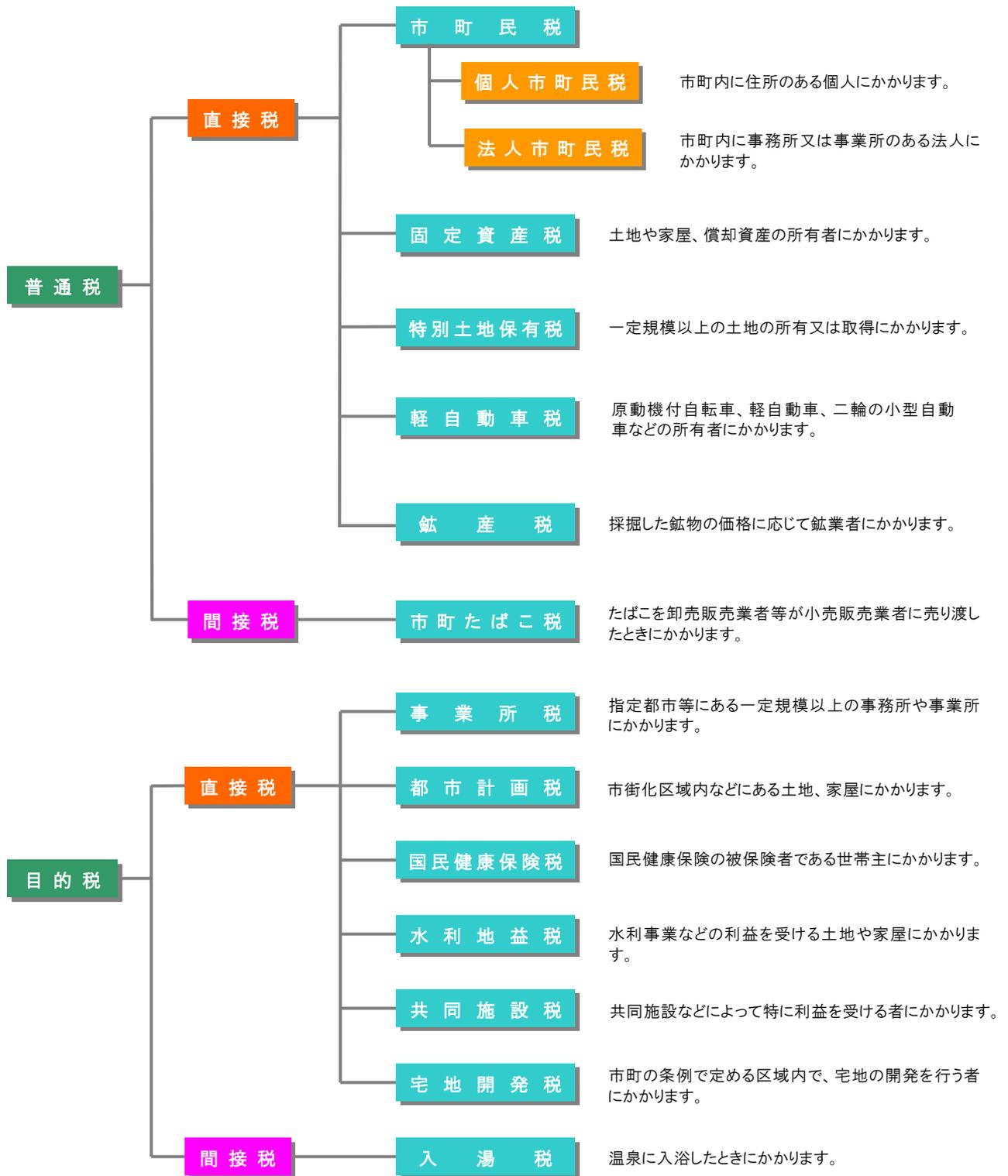
産 業 廃 棄 物 埋 立 税

産業廃棄物を最終処分場に搬入したときにかかります。

宿 泊 税

宿泊施設に宿泊したときにかかります。

市町税（市町に納める税金）



《 税金の分類 》

【使いみちによる分類】

- 普通税 …… 税金の使いみちが特に定められておらず、どのような事業の費用にも使うことのできる税金
- 目的税 …… 税金の使いみちが特定の事業に限定されている税金

【納める方法による分類】

- 直接税 …… 税金を負担する人が直接納める税金
- 間接税 …… 税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人を経て納める税金

個人県民税

県税のしおり
令和8年度

県の仕事に必要な経費を、広く県民のみなさんに負担していただくという考え方で設けられているもので、「会費」のような性格を持った税金です。

県民税には、一定の額が課される均等割と、前年中の所得について課される所得割とがあります。

また、県民税と市町民税を合わせて一般に住民税と呼ばれています。

● 納める人

納税義務者	均等割	所得割
毎年1月1日現在で県内に住所がある人	○	○
毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っており、その所在する市町内に住所のない人	○	—

● 非課税

次のいずれかに該当する場合には、個人県民税は課税されません。

区分	内容等
均等割と所得割が非課税	・ 生活保護法による生活扶助を受けている方 ・ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
均等割が非課税	・ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
所得割が非課税	・ 前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 35万円×(同一生計配偶者・扶養親族の数+1)+10万円+32万円 ^(※) ※同一生計配偶者や扶養親族がない場合には、32万円の加算はありません。

● 納める額

■ 均等割（年額）

区分	標準税率 ^(※1)	超過課税 ^(※2)	計
県民税	1,000円	500円	1,500円
市町民税	3,000円	—円	3,000円

※1 令和6年度から、上記の県民税・市町民税と併せて、森林環境税(国税)が年額1,000円徴収されています。

※2 平成19年度から、「ひろしまの森づくり県民税」として課税されています。(13ページ参照)

■ 所得割（年額）

◎所得割額の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{配当割額控除額及び株式} \\ \text{等譲渡所得割額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

◎所得割の税率

区分	税率	
	広島市以外	広島市
県民税	4%	2%
市町民税	6%	8%

※ 土地・建物等の譲渡所得や退職所得など分離課税されるものについては、別の方法により所得割額を算出します。

■ 所得控除

所得控除は、納税者の個々の事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものです。

控除の種類	控除額		
雑損控除	次のいずれが多い方の金額 ① (損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ② 災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	次のいずれかを選択して算出した金額 ① 従来の医療費控除を適用する場合 (限度額 200 万円) 〔医療費－保険等により補てんされた金額〕－〔総所得金額等の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額〕 ② 医療費控除の特例を適用する場合 (限度額 88,000 円) (特定一般医薬品等購入費 ^(※))－12,000 円 ※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品(スイッチ OTC 医薬品)の購入費をいいます。		
社会保険料控除	支払った金額 又は 給与や年金から差し引かれる金額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (限度額 70,000 円)		
	区分	支払額	控除額
	平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等(新契約)	12,000 円以下	支払額
		12,000 円超 32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円
		32,000 円超 56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円
		56,000 円超	28,000 円
平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等(旧契約)	15,000 円以下	支払額	
	15,000 円超 40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円	
	40,000 円超 70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円	
	70,000 円超	35,000 円	
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上記の計算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円)となります。ただし、旧契約に係る控除額が 28,000 円を超える場合は旧契約に係る控除額のみで計算します。			
地震保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (限度額 25,000 円)		
	区分	支払額	控除額
	地震保険	50,000 円以下	支払額×1/2
		50,000 円超	25,000 円
	旧長期損害保険(平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結した一定のもの)	5,000 円以下	支払額
5,000 円超 15,000 円以下		支払額×1/2+2,500 円	
15,000 円超	10,000 円		
障害者控除	1人につき 26 万円(特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円)		
寡婦・ひとり親控除	区分等		控除額
	ひとり親	現に婚姻をしていない方や配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②前年の総所得金額等の合計額が 58 万円以下の生計を一にする子を有していること ③事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	30 万円
寡婦	上記のひとり親に当たらない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、再婚していない方又は夫が生死不明等の方 ・夫と離婚した後、再婚していない方で、扶養親族がある方 ③事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	26 万円	
勤労学生控除	26 万円		
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が 58 万円以下の場合、次の区分に応じて控除		
	配偶者の年齢	納税者本人の前年の合計所得金額	
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下
	70 歳未満	33 万円	22 万円
70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円

控除の種類	控 除 額				
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が58万円超の場合、次の区分に応じて控除				
	配偶者の合計所得金額		納税者本人の前年の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0万円	0万円	0万円		
扶 養 控 除	次の区分に応じた控除額				
	区 分			控除額	
	下記以外の控除対象扶養親族			33万円	
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)			45万円	
老人扶養親族(70歳以上)	同居老親等		45万円		
	同居老親等以外		38万円		
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額に応じて控除				
	特定親族の合計所得金額		控除額		
	58万円超 95万円以下	45万円			
	95万円超 100万円以下	41万円			
	100万円超 105万円以下	31万円			
	105万円超 110万円以下	21万円			
	110万円超 115万円以下	11万円			
115万円超 120万円以下	6万円				
120万円超 123万円以下	3万円				
基 礎 控 除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除				
	前年の合計所得金額		控除額		
	2,400万円以下		43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円			
2,500万円超	0万円				

■ 税額控除等

税額を算出した後にその税額から差し引くことを税額控除といい、個人県民税・市町民税には次のような控除があります。

控除の種類	内 容	
調 整 控 除	合計課税所得金額	調整控除額
	200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% ^(※1) ①人的控除額の差の合計額 ^(※2) ②合計課税所得金額 ^(※3)
	200万円超 ^(※4)	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の5% ^(※1)
※1 県民税2%、市町民税3%(広島市に住所を有する場合は、県民税1%、市民税4%) ※2 所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額の合計額 ※3 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 ※4 合計所得金額が2,500万円を超える人は、調整控除の適用はありません。		
外国税額控除	外国で所得税や個人住民税に相当する税金を課されたときには、一定の方法により計算された金額が控除されます。	
配 当 控 除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。	

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	<p>所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、所得税において住宅ローン控除可能額の金額が控除しきれなかった場合に、翌年度の個人県民税・市町民税から、次の①又は②のいずれか少ない方の金額が控除されます。</p> <p>① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>② 所得税の課税総所得金額等^(※1)に5%を乗じて得た金額(最高 97,500 円^(※2))</p> <p>※1 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額</p> <p>※2 消費税率8%又は10%で購入した住宅に平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した場合、又は一定の条件を満たした住宅に令和4年中に入居した場合等は、所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た金額(最高136,500円)</p>
-----------------------	--

控除の種類	内容						
寄附金税額控除	<p>地方公共団体や一定の団体等に対して 2,000 円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から控除することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">寄附金の種類</th> <th>寄附金税額控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地方公共団体に対する寄附金</td> <td rowspan="3">次の合計額 (ア) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び県が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 4\%^{(※2)}$ (イ) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び市町が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 6\%^{(※2)}$ (ウ)^(※3) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①の寄附金の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)$</td> </tr> <tr> <td>②広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td>③所得税で寄付金控除の対象となっている寄附金のうち、県・市町が指定した寄附金^(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 総所得金額等の30%が限度 ※2 広島市に住所を有する場合は、(ア)2%、(イ)8% ※3 (ウ)総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、個人県民税・市町民税の所得割額の20%が限度 ※4 広島県では、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、県内に事務所等を有する公益法人・学校法人・社会福祉法人・認定NPO法人等への寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定しています。</p>	寄附金の種類	寄附金税額控除額	①地方公共団体に対する寄附金	次の合計額 (ア) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び県が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 4\%^{(※2)}$ (イ) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び市町が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 6\%^{(※2)}$ (ウ) ^(※3) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①の寄附金の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)$	②広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部に対する寄附金	③所得税で寄付金控除の対象となっている寄附金のうち、県・市町が指定した寄附金 ^(※4)
	寄附金の種類	寄附金税額控除額					
①地方公共団体に対する寄附金	次の合計額 (ア) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び県が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 4\%^{(※2)}$ (イ) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①、②及び市町が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 6\%^{(※2)}$ (ウ) ^(※3) $\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{①の寄附金の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)$						
②広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部に対する寄附金							
③所得税で寄付金控除の対象となっている寄附金のうち、県・市町が指定した寄附金 ^(※4)							
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	<p>県民税配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合には、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。</p>						

● 申告と納税

■ 申告

3月15日までに、前年1年間の所得を1月1日現在の住所地の市町に申告する必要があります。ただし、給与所得のみの人や公的年金等に係る所得のみの方は、この申告をする必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した人についても、住民税の申告書の提出は必要ありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

■ 納税

区分	納税義務者	納付方法等
特別徴収	給与所得者	6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者(特別徴収義務者)が毎月の給料から差し引いて納めます。
	特別徴収となる公的年金等受給者	4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて、年金の支払者(特別徴収義務者)が老齢基礎年金等から差し引いて納めます(安芸太田町を除く。)
普通徴収	上記以外の所得者	市町から送付される納税通知書によって、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。

※ 退職手当については、退職手当の支払時に給与の支払者が退職手当から差し引いて納めます。

銀行や郵便局などの金融機関から利子などの支払いを受けるときにかかります。

● 納める人

県内に所在する金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

● 納める額

支払いを受ける利子等の額の5%

(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 利子等とは

利子等とは、銀行や信用金庫などの預金利子、特定公社債(国債、地方債、公募公社債、上場公社債等)以外の公社債の利子、金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払保険等)の収益などをいいます。

※平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、県民税配当割の対象です。特定公社債等とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

● 非課税

- 障害者等の非課税制度に係る利子等(少額預金非課税制度(マル優)及び少額公債非課税制度(特別マル優)それぞれ元本350万円以内)
- 勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等(財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄合わせて元本550万円以内)
- 非居住者が支払を受ける利子等
- その他所得税法等において非課税とされる利子等

● 申告と納税

利子等の支払いをする金融機関などが、その支払いの際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

● 都道府県間の清算

県民税利子割は、金融機関等の口座所在地の都道府県に税を納入する仕組みとなっています。

令和8年度から、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、その仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に清算を行います。

● 市町への交付

都道府県間の清算後、県に納められた県民税利子割のうち59.4%が県内の市町に交付されます。

上場企業や金融機関などから特定配当等の支払いを受けるときにかかります。

● 納める人

特定配当等の支払いを受けるべき日現在、県内に住所のある個人が、特定配当等の支払いをする上場企業や金融機関などを通じて納めます。

● 納める額

支払いを受けるべき特定配当等の額の5%
(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 特定配当等とは

特定配当等とは、上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金をいいます。
※平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、県民税配当割の対象です。

● 申告と納税

特定配当等の支払いをする上場企業や金融機関などが、その支払いの際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

※ 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については、1年間分をまとめて翌年1月10日までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められた県民税配当割のうち59.4%が県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

県税のしおり
令和8年度

証券会社や金融機関などが設定する源泉徴収選択口座内で取引された株式などの譲渡益にかかります。

● 納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による対価等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在で県内に住所のある個人が、その対価等の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

● 納める額

源泉徴収選択口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%
(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 特定株式等譲渡所得金額とは

源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価、源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益をいいます。

● 申告と納税

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による対価の支払いをする証券会社などが、その支払いの際に特別徴収し、1年間分をまとめて翌年の1月10日(年途中で口座の廃止届出書の提出などがあった場合には、その提出などがあった月の翌月10日)までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうちの59.4%が県内の市町に交付されます。

ひろしまの森づくり県民税

県税のしおり
令和8年度

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年4月1日に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、これを財源として、県民の理解と参加を得ながら森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。

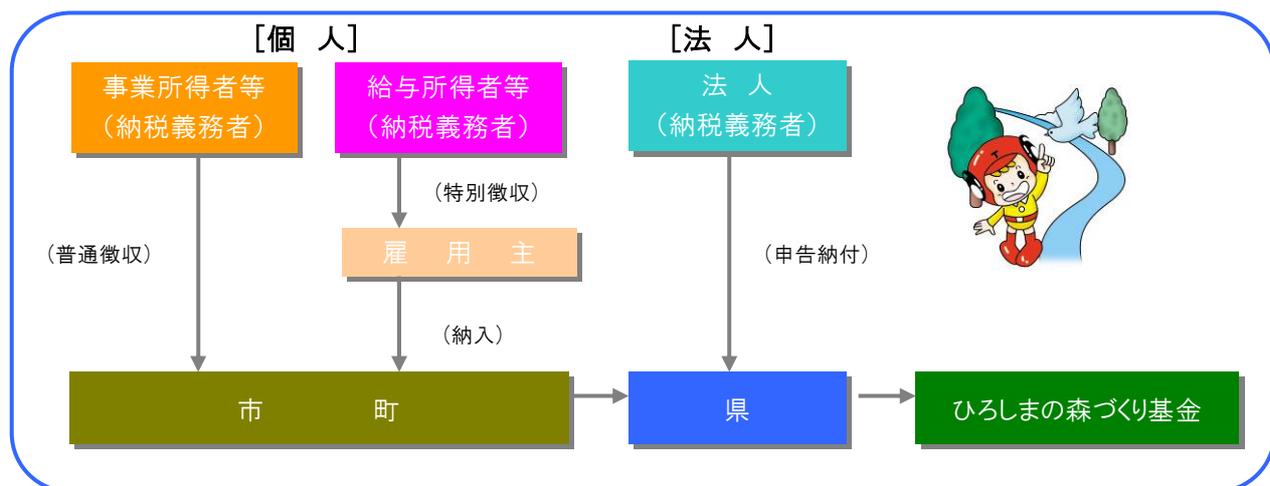
● 納める人

ひろしまの森づくり県民税は、県民税均等割に加算する方法で納めていただきます。

個人	県内に住所がある人 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人
法人	県内に事務所、事業所を持っている法人など

● 納める額

個人	年 500 円(均等割額に加算)
法人	従来の均等割額の5%相当額(年 1,000~40,000 円)



● 課税の期間

個人	平成19年度分～令和8年度分
法人	平成19年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する事業年度分

※税の導入効果を検証した上で、必要に応じて見直しを検討します。

● 税収の用途

目指す姿を「地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進」と定め、将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるために、次に掲げる施策の事業に使います。

- ・ 人工林対策
- ・ 里山林対策
- ・ 森林資源の利用促進
- ・ 県民理解の促進



ひろしまの森づくりキャラクター
「モーリー」

法人県民税

県税のしおり
令和8年度

県内に事務所又は事業所等を有する法人に課される税金です。法人県民税には、資本金等の額に応じて課される「均等割」と、法人税額に応じて課される「法人税割」とがあります。

● 納める人

区 分	均等割	法人税割
県内に事務所・事業所を有する法人	○	○
県内に事務所・事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○	—
県内に事務所・事業所・寮等を有する、法人でない社団又は財団	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—
公益法人等	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—

● 納める額

■ 均等割

区 分	納める額 ^(※)
① 公共法人及び公益法人等 ② 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの) ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く。) ⑤ 資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 136,500 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 567,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000 円

(注)「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。

※ 平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「ひろしまの森づくり県民税」として超過課税を実施しています。

法人税割

区 分	納 め る 額	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
① 資本金の額又は出資金の額が2千万円を超える法人で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人	法人税額の4.0% ^(※)	法人税額の1.8% ^(※)
上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※ 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、超過課税(標準税率に0.8%上乘せ)を実施しています。

申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 (事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日以後 6ヶ月を経過した日から 2ヶ月以内
	仮決算に基づく 中間申告	法人税額 \times 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修正申告	申告した税額に不足額があることを発見したとき	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 確定納付額	当該法人税を納付すべき日
公共法人等		均等割額	4月30日

分割基準

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、従業員の数によって関係都道府県ごとに法人税額を分割し、その分割した額を課税標準として法人税割額を算出します。

その他(国税)

地域間の税収格差を是正するため、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人県民税法人税割の税率が引き下げられ、当該引き下げ分は地方法人税(国税)として課税されています。

法人事業税

県税のしおり
令和8年度

法人が県内で行う事業に対して課される税金で、所得や収入金額などを課税標準として税額が計算されます。

● 納める人

- ・ 県内に事務所・事業所を有する法人
- ・ 県内に事務所・事業所・寮等を有する、法人でない社団又は財団のうち収益事業を行うもの
- ・ 公益法人等のうち収益事業を行うもの

● 納める額

◎ 所得金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
普通法人 (一般の法人、法人でない社団や財団など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	5.1%	5.3%
	所得のうち年 800 万円を超える金額	6.7%	7.0%
	資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	6.7%	7.0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年 400 万円を超える金額	4.6%	4.9%
	資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	4.6%	4.9%

◆ 外形標準課税制度が適用される法人

法人の種類	課税標準	税率		
		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※ (一部の法人を除く。)	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	0.3%	0.4%
		所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	0.5%	0.7%
		所得のうち年 800 万円を超える金額	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得			
	付加価値割	収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益	1.2%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.5%	0.5%	0.5%

※ 外形標準課税における対象法人について見直しが行われています。20 ページをご覧ください。

◎ 収入金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
電気供給業 ^(※) 、ガス供給業 ^(※) 、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%

※ 電気供給業、ガス供給業のうち、一定の事業については、下記の見直しが行われています。

◆電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等を行う法人

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から次の各割の合算額となります。

法人の種類	課税標準		税率
			令和2年4月1日以後に 開始 ^(※) する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

◆ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割 0.48%、付加価値割 0.77%、資本割 0.32%が適用されます。

(注)特定ガス供給業…20万kℓ以上のLNG基地を維持運用するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人が行うもの

◆ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、16ページの「所得金額を課税の基礎とする法人」と同じ税率が適用されます。

清算所得(平成22年9月30日までに解散した法人)に係る税率については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

● 申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 (事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	前事業年度の $\frac{\text{法人事業税額} \times 6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
	仮決算に基づく 中間申告	仮決算の所得金額等 × 税率	
確定申告		(所得金額等 × 税率) - 中間納付額	事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修正申告	申告した税額に不足額があることを発見したとき	(所得金額等 × 税率) - 確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(所得金額等 × 税率) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1ヶ月以内

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分した税額を申告し、納税することになっています。

● 分割基準

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

区分	令和5年3月31日までに 終了する事業年度	令和5年4月1日以後に 終了する事業年度	
非製造業	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数		
製造業	従業者数 【資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を 1.5 倍】		
電気供給業	発電事業 (特定卸供給事業 ^(※))	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 (配電事業 ^(※))	課税標準の 3/4 : 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額	課税標準の 3/4 : 発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の送電容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数
ガス供給業、 倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業、 軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業及び配電事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

● 市町への交付

県に納められた法人事業税のうちの7.7%が県内の市町に交付されます。

● その他（国税）

地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部が分離され、国税として課税されています。国税として課税された額は、一定の基準に基づき都道府県に譲与税として譲与されます。

《納める人》

法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人

《納める額》

16 ページ、17 ページに記載の税率により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額を課税標準^(※)として、次の税率を乗じた額になります。

※ 課税標準となる額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除、減免又は特定寄附金税額控除がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。

特別法人事業税

（令和元年10月1日以後開始する事業年度について適用）

法人の種類		課税標準	税率		
			令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人		法人事業税 の所得割額	260.0%		
外形標準課 税法人以外 の所得金額 課税法人	普通法人		37.0%		
	特別法人		34.5%		
収入金額課 税法人	下記以外の法人	法人事業税 の収入割額	30.0%		
	電気供給業のうち、小売電気 事業等、発電事業等を行う法 人(うち収入割部分) ^(※)		30.0%	40.0%	
	特定ガス供給業を行う法人 (うち収入割部分)		—		62.5%

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

地方法人特別税

(令和元年9月30日までに開始する事業年度について適用)

法人の種類	課税標準	税率
外形標準課税法人	法人事業税の所得割額	414.2%
所得金額課税法人		43.2%
収入金額課税法人	法人事業税の収入割額	43.2%

※税率は平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度のもの。

《申告と納税など》

法人事業税とあわせて、都道府県に対して申告し、納めます(納付された特別法人事業税は、都道府県が国に払い込みます。)

《都道府県への譲与》

収入額を人口であん分した額が特別法人事業譲与税として譲与されます(ただし、地方交付税の不交付団体に一定の譲与制限あり。)

● 大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、対象法人が行う法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の申告は、電子申告(eLTAX)により行うことが義務付けられています。

《対象法人》

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《令和7年4月1日以後開始事業年度から適用》

当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度に資本金又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

《令和8年4月1日以後開始事業年度から適用》

払込資本の額(資本金+資本剰余金)が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

個人事業税

県税のしおり
令和8年度

個人で事業を行う場合には、その事業活動を行うにあたって、さまざまな行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくために課される税金です。

● 納める人

県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行っている個人

● 納める額

《税額の計算方法》

$$\text{前年の事業の総収入金額} - \text{必要経費} - \text{事業専従者給与（控除）額} = \text{所得金額}$$

$$\left(\text{所得金額} - \text{各種控除額} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。（所得税の青色申告特別控除の適用はありません。）

※ 年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

※ 事業専従者給与（控除）額は、生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する者がいる場合、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

(1) 青色申告をしている場合…専従者に支払われた適正な給与額

(2) 白色申告をしている場合…専従者1人について次のいずれか低い額

① 配偶者の場合…86万円、配偶者以外の場合…50万円

② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者の数+1)

区分	事業の種類				税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊技場業	5%
	保険業	船舶定係場業	飲食店業	遊覧所業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	商品取引業	
	物品貸付業	駐車場業	代理業	不動産売買業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	広告業	
	製造業	印刷業	問屋業	興信所業	
	電気供給業	出版業	両替業	案内業	
	土石採取業	写真業	公衆浴場業 (蒸し風呂、特殊浴場)	冠婚葬祭業	
	電気通信事業	席貸業			
	運送業	旅館業	演劇興行業		
第二種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4%
第三種事業 (30業種)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業(銭湯)	5%
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	
	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業	
	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業	

● 各種控除

区 分	青色申告者	白色申告者
○ 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。	控除できません。
○ 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震、風水害、火災などにより事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。	
○ 特定被災事業用資産の損失の繰越控除 特定非常災害の指定を受けた災害により事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から5年間にわたって控除できます。	
○ 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械、車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から3年間にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。

● 事業主控除

事業を行うすべての個人について、年額 290 万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月割額)控除できます。

● 申告と納税

申 告	<p>毎年3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。</p> <p>ただし、所得税の確定申告書、あるいは住民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。</p> <p>また、年の中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内(死亡により事業を廃止した場合は4ヶ月以内)に申告します。</p>
納 税	<p>県税事務所から送付される納税通知書により、8月(第1期分)と10月(第2期分)の2回に分けて納めます。</p> <p>※税額が1万円以下の場合は、第1期にその全額を納めます。</p>

地方消費税

県税のしおり
令和8年度

商品の販売やサービスの提供を行ったり、資産の貸付などを行ったりした場合に、その取引に対して課される税です。なお、この税金は商品やサービスの価格に転嫁され、最終的には消費者が負担することになります。

● 納める人

区分	納める人
譲渡割(国内取引にかかる地方消費税)	商品の販売・サービスの提供を行った事業者
貨物割(輸入取引にかかる地方消費税)	輸入貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です(広島県内では、広島港、福山港などにあります。)

● 納める額

社会保障の安定財源の確保等を図るため、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、社会保障施策に要する経費に充てられています。

区分	税率	
	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の176/624)
合計	10.0%	8.0%

※ 軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

● 申告と納税

区分	申告納付の方法等
譲渡割	当分の間、消費税とあわせて、税務署に申告し、納付します。
貨物割	消費税とあわせて、税関に申告し、納付します。

● 都道府県間の清算

地方消費税は事業者の住所又は本店等の所在地の税務署や保税地域が所在する税関に払い込まれることになります。

このため、消費が実際に行われた最終消費地の都道府県の税金となるよう、消費に関する指標(経済センサス活動調査の小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額)や人口に基づいて、都道府県間で清算を行います。

● 市町への交付

都道府県間の清算後の金額の2分の1相当額のうち、一般財源分については人口と従業者数、社会保障財源分については人口によりあん分して市町に交付されます。



不動産取得税

県税のしおり
令和8年度

不動産(土地、家屋)の取得に担税力(税を負担する経済的な力)があるものとして課される税金です。取得した不動産から得る利益に着目して課されるものではありません。

● 納める人

- ・ 家屋を新築、増築、改築、売買、贈与などにより取得した人
- ・ 土地を売買、贈与、交換などにより取得した人

● 納める額

$$\text{不動産の価格※} \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

各種控除の適用がある場合、不動産の価格からその金額を控除した残りの額が課税標準額となります。

$$(\text{不動産の価格※} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

※ 不動産の価格とは、現実の売買価格や建築費用ではなく、原則として、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格です(ただし、令和9年3月31日までに宅地や宅地比準土地を取得した場合は、価格が2分の1に軽減されます。)

税率は次のとおりです。

不動産を取得した日	土地に対する税率	家屋に対する税率	
		住宅	住宅以外
令和9年3月31日まで	3%	3%	4%

● 非課税

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

区分	不動産の取得内容
形式的な所有権の移転等に対する非課税	・ 相続(包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。)による不動産の取得 ・ 法人の合併及び一定の要件に該当する法人の分割による不動産の取得等
用途による非課税	・ 宗教法人や学校法人などが、その本来の事業の用に供する不動産の取得等

● 免税

不動産の課税標準額が次の額に満たないときは、不動産取得税は課税されません。

不動産を取得した日	土地	家屋	
		新築・増築・改築	売買・贈与・交換など
令和8年3月31日まで	10万円	23万円	12万円
令和8年4月1日以後	16万円	66万円	34万円

● 住宅及び住宅用土地に関する軽減

一定の条件に合う住宅又は住宅用土地を取得した場合には、住宅に係る控除又は減額及び住宅用土地に係る減額が受けられます(不動産取得申告書の提出が必要です。)

《住宅の取得にかかる控除又は減額》

◎ **特例適用住宅**(次の要件を満たすものをいいます。)を建築(新築・増築・改築)により取得した場合(新築未使用住宅の購入を含む。)

不動産を取得した日	特例適用住宅の要件	住宅の価格から控除される額(1戸につき)
令和8年3月31日まで	床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上240㎡以下 ^(※1)	1,200万円
令和8年4月1日以後	床面積が40㎡以上240㎡以下 ^(※1)	
令和8年3月31日まで	床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上240㎡以下 ^(※1) 長期優良住宅について認定を受けて新築されたもの(証する書類必要) ^(※2)	1,300万円
令和8年4月1日～ 令和13年3月31日まで	床面積が40㎡以上240㎡以下 ^(※1) 長期優良住宅について認定を受けて新築されたもの(証する書類必要) ^(※2)	

※1 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※2 一定以上の住宅性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性)を有し、建築に当たって維持保全に関する計画が作成された住宅で、建築確認事務を所管する行政庁が認定したものです。

◎ 個人が次の要件を満たした中古住宅(**耐震基準適合既存住宅**)を取得した場合

耐震基準適合既存住宅の要件	住宅の新築年月日	住宅の価格から控除される額(1戸につき)
中古住宅のうち、1～3全ての要件を満たしたもの 1 取得した個人が自己の居住の用に供するもの 2 床面積が40㎡以上240㎡以下のもの ^{(※1)(※2)} 3 以下①、②のいずれかに該当するもの ①昭和57年1月1日以後に新築されたもの ② 上記①に該当しない場合、建築士等が行う耐震診断により新耐震基準に適合することにつき証明等(家屋の取得の前2年以内に証明されたものに限る。) ^(※3)	新耐震基準に適合する場合 昭和29年7月1日～ 昭和38年12月31日	100万円
	昭和39年1月1日～ 昭和47年12月31日	150万円
	昭和48年1月1日～ 昭和50年12月31日	230万円
	昭和51年1月1日～ 昭和56年6月30日	350万円
	昭和56年7月1日～ 昭和56年12月31日	420万円
	昭和57年1月1日～ 昭和60年6月30日	420万円
	昭和60年7月1日～ 平成元年3月31日	450万円
平成元年4月1日～ 平成9年3月31日	1,000万円	
平成9年4月1日以後	1,200万円	

※1 令和8年3月31日までの取得は床面積が50㎡以上240㎡以下となります。

※2 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※3 昭和29年6月30日以前に新築された住宅の場合は、上記要件を充足していたとしても控除されません。

◎ 個人が中古住宅(耐震基準不適合既存住宅)を取得し、次の要件を満たした場合

減 額 の 要 件	減額される税額(上限) (1戸につき)		
昭和56年12月31日以前に新築された中古住宅のうち、 次の1～3全ての要件を満たしたもの 1 床面積が40㎡以上240㎡以下のもの ^{(※1)(※2)} 2 平成26年4月1日以後の取得であること 3 取得した個人が、取得した日から6月以内に、①耐震改修を行い、②耐震基準に適合していることの証明を受け、 ③その者の自己の居住の用に供すること ^(※3) (①～③を全て6月以内に完了することが必要。) ^(※4)	新 築 年 月 日	昭和29年7月1日～ 昭和38年12月31日	3万円
		昭和39年1月1日～ 昭和47年12月31日	4万5千円
		昭和48年1月1日～ 昭和50年12月31日	6万9千円
		昭和51年1月1日～ 昭和56年6月30日	10万5千円
		昭和56年7月1日～ 昭和56年12月31日	12万6千円

※1 令和8年3月31日までの取得は床面積が50㎡以上240㎡以下となります。

※2 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※3 昭和29年6月30日以前に新築された住宅の場合は、上記要件を充足していたとしても控除されません。

※4 住宅の取得日から6月以内に県税事務所に確認書類を添付して申告書を提出する必要があります。

《住宅用地の取得にかかる減額》

区 分	減 額 が 適 用 さ れ る 場 合	減額される額
特例適用住宅用 土地の取得	○ 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に「特例適用住宅」が新築された場合(その土地を引き続き所有している場合、又は「特例適用住宅」の新築がその土地を最初に譲り受けた人によって行われた場合に限る。) ○ 「特例適用住宅」を新築した人が、新築後1年以内にその住宅用土地を取得した場合 ○ 新築未使用「特例適用住宅」とその住宅用土地を、その住宅の新築から1年以内に取得した場合 ○ 自ら居住する新築未使用「特例適用住宅」(新築後1年超)を取得した人(個人)が、その住宅用土地を同時又は前後1年以内に取得した場合	AとBのいずれか多い 方の額 A:45,000円 B:土地1㎡当たりの 単価×住宅の床面積 の2倍(200㎡を限度) ×3% (一戸につき)
耐震基準適合既存 住宅用土地の 取得	○ 自ら居住する「耐震基準適合既存住宅」を取得した人(個人)が、その住宅用の土地を同時又は前後1年以内に取得した場合	
耐震基準不適合 既存住宅用土地 の取得	○ 自ら居住する「耐震基準不適合既存住宅」で減額の適用要件を満たすものを取得した人(個人)が、その住宅用の土地を同時又は前後1年以内に取得した場合 (平成30年4月1日以降に取得したものに限り。)	

※ 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅及び耐震基準不適合既存住宅は、《住宅の取得に係る控除又は減額》の適用を受けるものを指します。

● 申告と納税

申告	不動産を取得した場合*又は軽減の適用を受ける場合は「不動産取得申告書」を不動産所在地の県税事務所へ提出してください。 (※不動産の取得から60日以内に登記の申請をした場合を除きます。)
納税	県税事務所から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

● 納税の猶予

土地を取得し、住宅用土地として減額の申告を行いたいが、未だ特例適用住宅が完成していない場合等や、耐震基準不適合既存住宅を取得して6月以内に耐震改修を行う場合には、当該住宅の完成(又は取得)及び耐震改修が完了するまでの間、その取得に係る不動産取得税の納税を猶予します。

【対象不動産】納税の猶予が適用される場合	猶予期間
【土地】土地を取得した日から3年以内に前記要件を満たす特例適用住宅を新築する場合	3年以内
【土地】土地を取得した個人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある前記要件を満たす耐震基準適合既存住宅を取得する場合	1年以内
【住宅】耐震基準不適合既存住宅を取得の日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、かつ自己の居住の用に供する場合 【土地】当該耐震基準不適合既存住宅の取得後1年以内に土地を取得する場合	6月以内
【土地】土地を取得した個人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(減額の要件を満たすもの)を取得する場合	1年6月以内

※ 不動産取得税の納期限までに徴収猶予の手続きをする必要があります。

たばこの消費に対して課される税金で、たばこの価格に含まれています。

● 納める人

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等（日本たばこ産業株式会社、たばこ輸入会社）が納めます。

● 納める額

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率

納める額(1,000本につき)			
県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税(国税)	市町たばこ税
1,070円	6,802円	820円	6,552円

※加熱式たばこは、次のとおり紙巻たばこの本数に換算します。

換算方法については、令和8年4月1日と令和8年10月に段階的に現行の換算方法から新換算方法に移行されます。

- ・現行の換算方法…重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方法
- ・新換算方法…重量を紙巻たばこの本数に換算する方法

	現行の換算方法	新換算方法
現行	現行の換算本数 × 1.0	—
令和8年4月1日から	現行の換算本数 × 0.5	新換算本数 × 0.5
令和8年10月1日から	—	新換算本数 × 1.0

● 申告と納税

卸売販売業者等が毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

● その他

国と市町にも同じように一定の金額がたばこ税として納められます。

たばこ税は、たばこを売った販売店の所在する県や市町の収入となります。



ゴルフ場利用税

県税のしおり
令和8年度

ゴルフ場の利用に対して課される税金です。

● 納める人

ゴルフ場を利用した人が、施設の経営者を通じて納めます。



● 納める額

ゴルフ場の等級により、1人1日につき、次の額となります。

等級	特級	1級	2級	3級	4級	5級
納める額	1,200円	1,000円	800円	600円	400円	200円

※ 等級は、ゴルフ場が県に届出した利用料金などを基準として、ゴルフ場ごとに県が決定します。

● 非課税等

利用条件等により、税金が非課税又は1/2の軽減になります。

区分	対象	利用条件等	確認書類
非課税	年齢18歳未満の者、70歳以上の者の利用	なし	運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
非課税	障害者の利用	※ 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者等で要件に該当する者、原子爆弾被爆者で医療特別手当証(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている者をいいます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等
非課税	学生等の利用	学校の教育活動として学長又は校長が証明する場合	学長等が証明した書類
1/2軽減	年齢65歳以上70歳未満の者の利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限りです。	運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類
1/2軽減	早朝、薄暮、休業日の利用	利用料金が通常料金より2分の1以上軽減されている場合 ※ ゴルフ場から県に申請があった場合に限りです。	
1/2軽減	特定の競技会における利用	利用料金が通常料金より5分の1以上軽減されている場合 ※ 特定の競技会とは、(公財)日本ゴルフ協会が主催する競技会、(公財)広島県スポーツ協会が主催する競技会等をいいます。 なお、ゴルフ場から県に申請があった場合に限りです。	競技会の主催者等が発行する証明書

※ 利用料金を徴しない公益性の高い競技会における利用については、課税を免除する場合があります。

● 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から料金と合わせて受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

● 市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町に交付されます。

自動車税

県税のしおり
令和8年度

自動車(軽自動車を除きます。)を所有している人に課される税金です。

● 納める人

自動車(軽自動車を除きます。)を所有している人です。ただし、割賦で購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は買主に課税されます。

年度途中で名義変更や他県ナンバーに変更した場合は、その年度分は4月1日現在の所有者に自動車税が課税されます。新しい所有者は翌年度分から自動車税が課税されます。

● 申告と納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人が、5月31日までに納めます。ただし、年度途中で自動車(新規登録車)を所有することとなった場合は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

● 自動車税グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)特例措置(自動車税のグリーン化税制)を講じています。

1. 環境負荷の小さい自動車(自動車税が「軽課」となるもの)

令和7年4月1日から令和10年3月31日までに、新車で新規に登録された次の自動車は、登録の翌年度のみ自動車税が安くなります。

対象自動車		税率
電気自動車・燃料電池自動車		通常の税率より概ね75%軽課
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年又は平成22年排出ガス基準NOx10%低減	
ガソリン車・LPG車 (令和7年度中に取得した営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準50%低減車 又は 平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車	
クリーンディーゼル車 (令和7年度中に取得した営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車	

※ 新車で新規に登録する際に月割りで納付する当該年度の自動車税については、安くなりません。

2. 環境負荷の大きい自動車(自動車税が「重課」となるもの)

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税が高くなります。

区分	対象自動車	税率	
		・乗用車 ・三輪の小型自動車 ・キャンピング車	・トラック、バス ・特種用途車(キャンピング車を除く。)
ガソリン車 LPG車	新車新規登録の日から13年を経過 …平成25年3月31日までに新車新規登録された自動車	通常の税率より概ね15%重課	通常の税率より概ね10%重課
ディーゼル車	新車新規登録の日から11年を経過 …平成27年3月31日までに新車新規登録された自動車		

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

※ 中古車の状態で輸入される自動車については、自動車検査証上の新車新規登録年月により経過期間を算定します。

※ 重課対象自動車を新規登録した場合、月割りで納付する自動車税についても重課対象となります。

● 納める額（一部抜粋）

自動車の税額は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて定められています。

《自家用乗用車》

区 分	年 税 額 (円)			
	令和元年10月1日以後に 初回新規登録		令和元年9月30日以前に 初回新規登録	
	通常の税額	75%軽課	通常の税額	重 課 [※]
総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車	25,000	6,500	29,500	33,900
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	8,000	34,500	39,600
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000	9,000	39,500	45,400
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	11,000	45,000	51,700
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000	12,500	51,000	58,600
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	14,500	58,000	66,700
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500	16,500	66,500	76,400
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	19,000	76,500	87,900
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000	22,000	88,000	101,200
〃 6.0ℓ超	110,000	27,500	111,000	127,600

《自家用トラック》

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課 [※]
最大積載量1t以下	8,000	2,000	8,800
〃 1t超2t以下	11,500	3,000	12,600
〃 2t超3t以下	16,000	4,000	17,600
〃 3t超4t以下	20,500	5,500	22,500

《営業用乗用車・トラック》

区 分	年 税 額 (円)			
	通常の税額	75%軽課	重 課 [※]	
乗 用 車	総排気量 1.0ℓ以下	7,500	2,000	8,600
	〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	2,500	9,700
	〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	9,500	2,500	10,900
	〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	3,500	15,800
	〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	15,700	4,000	18,000
	〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	4,500	20,500
	〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	20,500	5,500	23,500
	〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	6,000	27,100
ト ラ ッ ク	最大積載量1t以下	6,500	2,000	7,100
	〃 1t超2t以下	9,000	2,500	9,900
	〃 2t超3t以下	12,000	3,000	13,200
	〃 3t超4t以下	15,000	4,000	16,500

※ このほか、バスやキャンピング車、特種用途車などについても、その種類ごとに税額が決められています。

※ 重課対象自動車は、乗用車、三輪の小型自動車、キャンピング車については通常の税率より概ね15%重課、トラック、バス、特種用途車(キャンピング車を除く。)については通常の税率より概ね10%重課となります。

● 減 免

身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、申請により減免されます。

- ・ 各県税事務所で申請してください。ただし、自動車を取得したときは、西部県税事務所観音庁舎または東部県税事務所松永庁舎で申請してください。なお、申請は、郵送または電子申請により行うこともできます。

詳しくは次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 5. 減免について

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



- ・ 申請には身体障害者手帳など、自動車検査証、運転免許証などが必要です。
- ・ 一度減免を受けた自動車は、翌年度以降簡単な手続きで継続して減免を受けることができます。

● 税金の還付

自動車税は、4月1日現在で所有または使用している人に課税されますので、抹消登録された場合は、当該年度分として納付のあった自動車税のうち、月割りにより減額された自動車税が還付されます。

抹消登録から10日以内に県税事務所に口座の届出をしていただいた場合は、お届けのあった口座に還付します(ただし、納税義務者本人の口座に限ります。)

口座の届出は、県税事務所の窓口のほか、電子申請でも受け付けています。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 7. 還付について

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



● 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

国土交通省と広島県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化されています。これにより、継続検査時に必要となる納税証明書の提示が省略できます。

ただし、次の場合は納税証明書の提示が必要となります。

- ・ 自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方(納付日からシステム反映までに概ね1週間から10日程度の日数が必要となります。)
- ・ 軽自動車・二輪車の方は、管轄の市役所、町役場へお問い合わせください。
- ・ インターネットによる納税証明書の要否の確認について
令和6年9月から「広島県継続検査用確認システム」の運用を開始しました。
このシステムにより、継続検査又は構造等変更検査時に納税証明書の提示を省略することができます。か否かを、県税事務所に照会することなく確認することができます。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 6. 納税証明書・継続検査用確認システムについて

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



● 自動車の登録手続き

登録手続きは忘れずに！

次のようなときは、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと自動車税がいつまでも登録名義人に課されるなどのトラブルの原因ともなります。

◎車を売り買いしたとき 《移転登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 印鑑証明書(新旧両所有者の発行後3ヶ月以内のもの)
- 譲渡証明書
- 自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- 印鑑(新旧両所有者が直接申請する場合は実印)
- 委任状(代理人申請の場合)
- 住民票等(旧所有者が住所を変更している場合)
- 自動車税申告書

◎車の使用をやめたとき 《抹消登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- ナンバープレート
- 委任状(代理人申請の場合)
- 印鑑(所有者が直接申請する場合は実印)
- 住民票等(所有者が住所を変更している場合)

◎住所などが変わったとき 《変更登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 住民票等(発行後3ヶ月以内のもの)
- 自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- 委任状(代理人申請の場合)
- 自動車税申告書

※ 自動車税申告書にあなたの住所、氏名を書き入れる場合には、団地名、棟屋番号、アパートの名称、同居先等も忘れずに記入しましょう。

※ 自動車の登録には上記の書類が必要ですが、登録手続の内容によっては、他にも必要な書類がありますので、詳しくは中国運輸局広島運輸支局または福山自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

● 車の登録・名義変更・廃車等のお問い合わせ先

中国運輸局広島運輸支局 登録部門 ☎ (050) 5540-2068
福山自動車検査登録事務所 登録部門 ☎ (050) 5540-2069



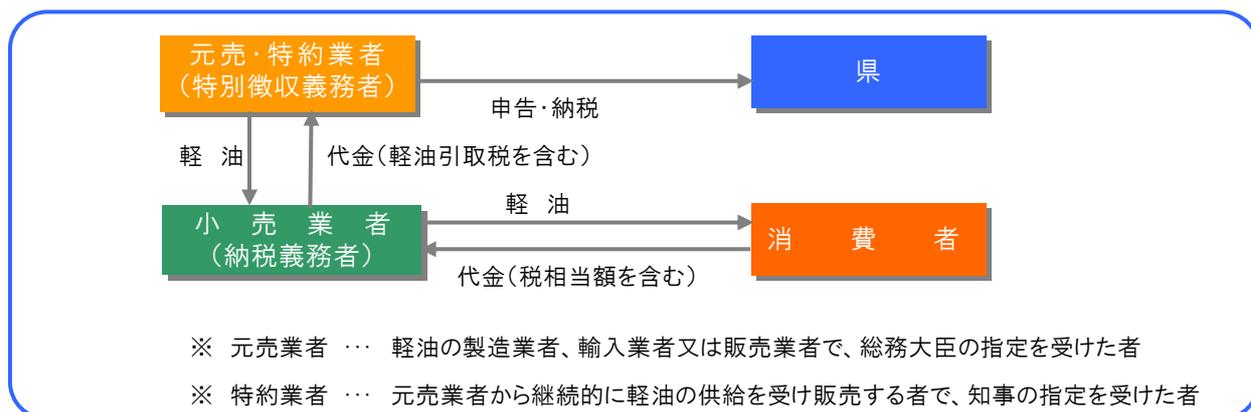
軽油引取税

県税のしおり
令和8年度

バス、トラック、ダンプカーなどの燃料である軽油の引取りに課される税金です。

● 納める人

元売業者・特約業者から現実に軽油の引取り(購入)を行った人が、元売業者・特約業者を通じて納めます。



● 納める額

軽油1キロリットルにつき 15,000 円(1リットルあたり 15 円)

● 申告と納税

元売業者又は特約業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

● 課税免除

免税の手続きを受け、次の用途に使用する場合に限り、税のかからない軽油を購入することができます。

- ① 石油化学製品の原料等の用途
- ② 船舶・鉄道・軌道用車輛の動力源の用途
- ③ 農業・林業用機械の動力源の用途
- ④ 鉱物の掘採事業・セメント製品製造業・港湾運送業・木材加工業などの用途

※ ②、③及び④については、令和9年3月31日までの購入に限ります。

※ 免税軽油制度を利用する場合には、事前に県税事務所に申請する必要があります。また、免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取り等に係る報告の義務があります。

● 政令指定市への交付

県に納められた軽油引取税のうち、次の額が政令指定市(広島市)に交付されます。

$$\text{軽油引取税額} \times 90\% \times \frac{\text{政令指定市が管理する一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}{\text{県内の一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}$$

不正軽油は「作らせない!」「売らせない!」「使わせない!」

● 不正軽油に御注意!

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油や、密造軽油など不正な軽油のことで、軽油引取税が納められていません。

不正軽油の製造・販売・使用は、悪質な脱税行為であるだけでなく、公正な市場競争を阻害し、環境汚染や人体に悪影響を及ぼすなど、県民の生活や健康を脅かす悪質な犯罪です。



● 不正軽油の販売や消費には厳罰が!

悪質な脱税行為である不正軽油問題に厳正に対処するため、地方税法の罰則等が大幅に強化されています。不正軽油を製造・販売・使用すると、高額な納税義務に加えて、これらの罰則が科せられることとなり、会社の経営等にも計り知れない影響が出る恐れがあります。

○県の承認を受けずに、不正軽油を製造した場合

⇒10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 さらに、法人には3億円以下の罰金

○不正軽油の製造に使われると知りながら、資金・土地・建物・設備・機械・原材料・薬品などを提供したり、運搬した場合

⇒7年以下の懲役又は700万円以下の罰金 さらに、法人には2億円以下の罰金

○不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入・斡旋などを行った場合

⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 さらに、法人には1億円以下の罰金

○不正な行為により軽油引取税を脱税した場合

⇒10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 さらに、法人には同様の罰金

○県税職員の検査又は採取を拒否した場合

⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 さらに、法人には同様の罰金

● 軽油引取税の不正をなくすために御協力ください。

県では、不正軽油の使用などによる税負担の不公平を是正するため、随時調査を実施し、納税秩序の確立に努めています。不正軽油の製造・販売・使用に関する情報は、『広島県不正軽油ホットライン』までお寄せください。

不正軽油は
許さんけん!!

『広島県不正軽油ホットライン』

電話:082-423-5592 Fax:082-422-6938 E-Mail:zjhkeiyu@pref.hiroshima.lg.jp

又は県ホームページからの電子申請

(<https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/>)



鉱 区 税

県税のしおり
令和8年度

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利が与えられていることに対する負担としてかかる税金です。

● 納 め る 人

県内の鉱区で石灰石などの鉱物を採掘する権利(鉱業権)を持っている人です。



鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 400 円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000 メートルごとに …… 年 600 円
	その他のもの	面積 100 アールごとに …… 年 200 円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 200 円×2/3
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 400 円×2/3

※ 年の途中で鉱業権を取得した場合にはその取得した月の翌月から、消滅があった場合にはその消滅した月までの、月割計算となります。

● 申 告 と 納 税

申 告	鉱業権の取得、消滅又は住所などを変更した日から5日以内に申告しなければなりません。
納 税	毎年4月1日現在の鉱業権者が、広島県から送付される納税通知書により5月末日までに納めます(年の途中で鉱業権を取得したときは、納税通知書に定められた日までに納めます。)

狩 猟 税

県税のしおり
令和8年度

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者登録をするときにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられる目的税です。

● 納める人

狩猟者の登録を受ける人です。



● 納める額

種 類		納める額
第一種銃猟免許 (散弾銃、ライフル銃)	県民税の所得割を納める人	16,500 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人	11,000 円
網猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人	5,500 円
わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人	5,500 円
第二種銃猟免許 (空気銃、ガス銃)	—	5,500 円

※ 県民税の所得割を納めなくてよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人を除く。)は、対象となりません。

※ 令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって次のいずれかに該当する場合、納める額が軽減されます。

- ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 …課税免除
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 …課税免除
- ③ 有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録 …2分の1軽減

※ 狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

● 申告と納税

狩猟者の登録を受ける際、申告して納めます。

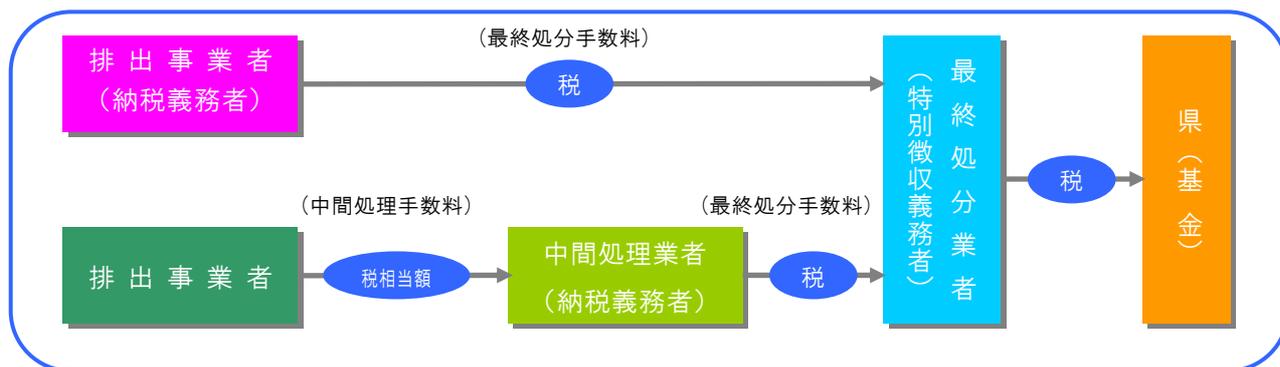
産業廃棄物埋立税

県税のしおり
令和8年度

県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税で、その収入は環境施策の費用にあてられる目的税です。

● 納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者です。



● 納める額

産業廃棄物1トンにつき 1,000 円(1キログラムあたり1円)

● 申告と納税

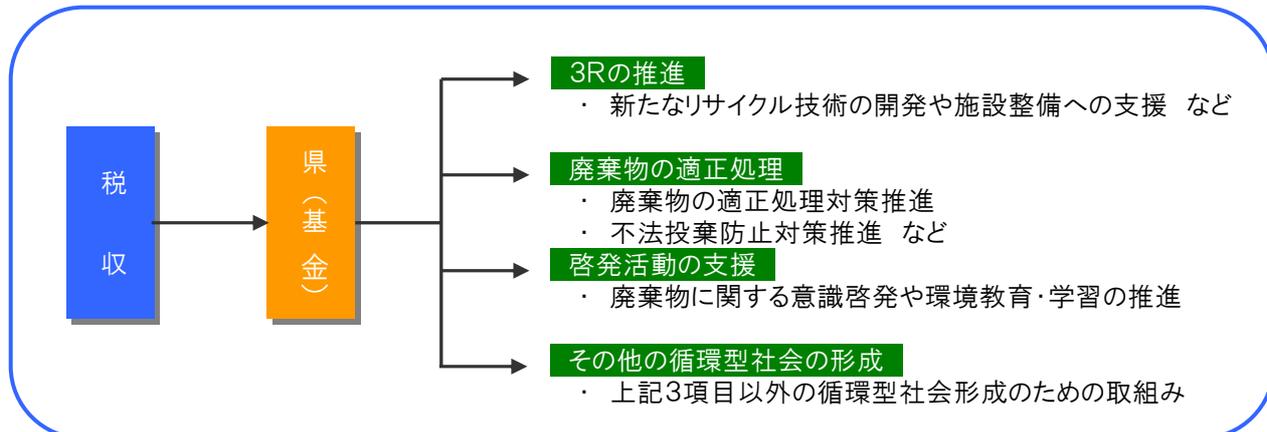
最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回県に申告し、納めます。

● 課税免除

自らが排出した産業廃棄物を、自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。

● 税収の使途

産業廃棄物の3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用します。〔3R:Reduce(減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化)〕



宿泊税

県税のしおり
令和8年度

地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてられる目的税です。

● 納める人

県内の宿泊施設に宿泊する宿泊者です。



● 納める額

宿泊者1人1泊 6,000 円以上(素泊まり・税抜き)の宿泊につき 200 円

● 申告と納税

宿泊事業者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに県に申告し、納めます。宿泊事業者の申告手續の負担を軽減するため、税額等の所定の要件を満たす場合は、県に申請し、指定を受けることにより、3か月分を取りまとめた年4回の申告・納入期限となる特例制度があります。

● 課税免除

次の場合に限り、宿泊税が課税されません。

- ① 1人1泊 6,000 円未満(素泊まり・税抜き)の宿泊
- ② 修学旅行やその他の学校行事に伴う宿泊
- ③ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

● 税収の用途

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

取組の一例	
(1) ブランド価値向上につながる魅力づくり	・地域資源(自然や食、文化など)を活用した魅力づくり ・ハード整備による地域資源の磨き上げ(修景・施設整備など)
(2) 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備	・旅行者の満足度向上・利便性向上に向けた受入環境整備(観光関連事業者の施設整備等への支援(ユニバーサル化・DX促進)) ・県内各観光地への交通アクセスの円滑化
(3) 広島ファンの増加	・今後増加が見込まれる新たな市場を含む外国人観光客の更なる誘客
(4) 3つの柱を支える土台づくり	・観光関連人材の育成・確保 ・宿泊事業者に対する支援(経営改善支援等) ・マーケティングの強化(新たなデータ取得・分析等)

延滞金・加算金

県税のしおり
令和8年度

税金を納期限までに納めなかったり、申告に不正があった場合には、延滞金や加算金を納めなければなりません。

● 延滞金

税金を納期限までに納めない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間の日数に応じて、延滞金が本税に加算されます。

区分	本則	令和3年1月1日以後	(参考)延滞金の割合		
			令和3年中	令和4~7年中	令和8年中
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	年 7.3%	延滞金特例基準割合 (※)+1%	2.5%	2.4%	2.8%
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	年 14.6%	延滞金特例基準割合 (※)+7.3%	8.8%	8.7%	9.1%

※ 平均貸付割合(国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年9月から前年8月における平均)に1%を加算した割合をいいます。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

【留意事項】

- ・「法人の県民税」「法人の事業税」の確定申告の期限について延長の承認を受けた期間内の延滞金の率は、令和3年1月1日以降の期間は「平均貸付割合+0.5%」となります(令和8年中の割合は1.3%)。
- ・令和2年12月31日までは上表とは異なる割合となります。

- ◆ 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨て、又はその税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ◆ 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、又はその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

● 加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税(特別法人事業税・地方法人特別税を含む。)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物埋立税、宿泊税について、次の加算金がかかることがあります。

区分	内容	金額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合	増差税額×10%
	上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い額を超える場合	増差税額×10%+ 超えた金額の5%
不申告加算金	申告書を期限後に提出した場合または申告をしなかった場合	納める税額×15% ^(※)
	納める税額のうち50万円を超える部分	納める税額×20% ^(※)
	県の調査による更正決定があることを予知しないで期限後に申告した場合	納める税額×5%
重加算金	二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合	
	申告書を期限内に提出している場合	増差税額×35% ^(※)
	申告書を期限後に提出した場合または申告していない場合	増差税額×40% ^(※)

※ 期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

注)令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納める税額などによってさらに加算される場合があります。

県税を納める時期

県税のしおり
令和8年度

● 納税カレンダー

月	県 税	国 税	市町税
4月	○産業廃棄物埋立税 (1~3月分)		○固定資産税・都市計画税 (第1期分)
5月	○自動車税 ○鉱区税		○軽自動車税
6月		○森林環境税[普通徴収第1期分]	○個人市町(県)民税[普通徴収第1期分]
7月	○産業廃棄物埋立税 (4~6月分)	○所得税[予定納税](第1期分)	○固定資産税・都市計画税 (第2期分)
8月	○個人事業税(第1期分)	○森林環境税[普通徴収第2期分]	○個人市町(県)民税[普通徴収第2期分]
9月			
10月	○個人事業税(第2期分) ○産業廃棄物埋立税 (7~9月分)	○森林環境税[普通徴収第3期分]	○個人市町(県)民税[普通徴収第3期分]
11月		○所得税[予定納税](第2期分)	
12月			○固定資産税・都市計画税 (第3期分)
1月	○県民税配当割(源泉徴収分) ○県民税株式等譲渡所得割 ○産業廃棄物埋立税 (10~12月分)	○森林環境税[普通徴収第4期分]	○個人市町(県)民税[普通徴収第4期分]
2月		○所得税[確定申告納付] ○贈与税[確定申告納付] ○消費税[確定申告納付]	○固定資産税・都市計画税 (第4期分)
3月		○消費税[確定申告納付] (個人事業者分)	○個人市町(県)民税の申告 ○事業所税(個人分)

毎 月	○県民税利子割 ○県民税配当割 ○県たばこ税 ○ゴルフ場利用税 ○軽油引取税 ○宿泊税	○森林環境税(給与からの特別徴収分) ○所得税(源泉徴収分) ○酒税 ○たばこ税、たばこ特別税 ○揮発油税、地方揮発油税 ○石油石炭税、石油ガス税	○個人市町(県)民税(給与からの特別徴収分) ○市町たばこ税 ○鉱産税 ○入湯税
随 時	○法人県民税 ○法人事業税 ○地方消費税(法人分) ○不動産取得税 ○自動車税 ○狩猟税	○法人税 ○消費税(法人分) ○相続税 ○登録免許税 ○自動車重量税 ○地方法人税 ○特別法人事業税	○法人市町民税 ○軽自動車税 ○事業所税

※ 市町税の納期は、市町の条例によって定められるため、市町により異なる場合があります。

※ 申告や納付期限が土曜日又は休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。

● 申告と納期の一覧

税目	申告期限	納期	方法
個人県民税	給与所得者は、給与の支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町村へ提出	給与支払者が6月～5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	特別徴収
	給与以外の所得者は3月15日(所得税の確定申告をした人は不要)	6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税配当割	源泉徴収分は年間分を翌年1月10日 その他は毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	年間分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
個人事業税	3月15日(所得税の確定申告及び個人の県民税の申告をした人は不要)	第1期分 8月 第2期分 10月	普通徴収
法人事業税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
地方消費税	個人事業者 3月末日 法人 課税期間の末日から2ヶ月以内 (消費税と同じ)	申告と同じ	申告納付
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内 (60日以内に登記申請した場合は不要)	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車税	—	5月	普通徴収
	新規、変更又は移転等の登録のとき	新規登録はその都度	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
鉱区税	設定、変更又は移転等の登録のとき	5月 新規登録はその都度	普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	証紙徴収
産業廃棄物埋立税	1月1日～3月31日分を4月末日 4月1日～6月30日分を7月末日 7月1日～9月30日分を10月末日 10月1日～12月31日分を1月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
宿泊税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入

《 税金の納付方法 》

特別徴収	経営者等が県に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
普通徴収	県が送付した納税通知書により、納税義務者が税金を納めます。
申告納付	納税義務者が自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
申告納入	特別徴収義務者が納税義務者から売上代金等とともに税金を預かり、申告して納めます。
証紙徴収	県が発行する証紙を購入し、書類などに貼付(又は税額に相当する現金を納付)することにより、税金を納めます。

納税の窓口

県税のしおり
令和8年度

県税は、次の金融機関等で納めることができます。

◆以下の内容は、令和8年1月13日時点の情報です。納付場所の最新情報は、県 HP でご確認ください。
⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/shuu240124.html>

● 全国の店舗で利用できる金融機関等

区 分	名 称 等	
指定金融機関	広島銀行	
収納代理金融機関	銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友 鳥取、山陰合同、中国、山口、百十四、伊予、四国、福岡、西日本シティ、トマト、もみじ、西京（山口県内店舗に限る）、香川、愛媛
	信用組合	広島商銀、笠岡
	その他	中国労働金庫
		ゆうちょ銀行（郵便局）《eL マーク [Ⓔ] のある納付書のみ》
コンビニエンスストア	《コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書》 ・金額が30万円以下のものに限ります。 MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンスストア 100 (50音順)	

○このほか、eL マーク[Ⓔ]が印字された納付書では、全国の QR コードに対応した金融機関で納付することができます。利用可能な金融機関の最新情報は地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)のよくあるご質問をご確認ください(QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

● 広島県内の店舗で利用できる金融機関等

区 分	名 称 等	
収納代理金融機関	信用金庫	広島、呉、しまなみ、広島みどり
	信用組合	朝銀西、広島市、広島県、両備、備後
	協同組合	広島県信用農業協同組合連合会、各農業協同組合、広島県信用漁業協同組合連合会
	その他	ゆうちょ銀行（郵便局） ^(※1) 《eL マーク [Ⓔ] のない納付書》
県の事務所等	県税事務所(分室)、(一社)広島県自動車整備振興会 ^(※2)	

※1自動車税については、中国5県の郵便局で納税できます。

※2自動車税を現金で納税する場合に限ります。

● 口座振替による納税

「個人事業税」と「自動車税」の納税には、上記の金融機関(笠岡信用組合を除きます。)の預貯金口座から、納期限に自動的に振り替えて納税できる便利で安全な口座振替の制度があります。

また、納税時だけでなく、これらの県税について過誤納が発生した場合には、お届けのあった口座に還付します(ただし、納税義務者御本人の口座に限ります。)

手続きを希望される方は、預貯金口座にご使用の印鑑を持参のうえ、口座を開設している金融機関の窓口にお申し込みください。

地方税お支払サイト※1・QRコード

県税のしおり
令和8年度

eL マークが印刷されている納付書では、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリを利用して納付することができます。



● 対象税目

- 個人事業税
- 不動産取得税
- 自動車税
- 鉾区税

ほかの税目でも、eL マークが印刷された納付書であれば納税できます。

● 納付の方法

■ 地方税お支払サイトでの納付

地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)にアクセスして、納付書表面の QR コードを読み取るか、eL 番号を入力して納付します。クレジットカード払いやインターネットバンキング等が利用できます。

■ スマートフォン決済アプリによる納付

納付書表面の QR コード※2 をアプリで直接読み取って納付してください(QR コードが印字されている納付書に限り利用できます。)

- 支払方法により、決済手数料を負担いただく場合があります。また、利用時に発生する通信料は利用される方の負担となります。
- 利用可能なアプリなど、詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。

● 注意すること（領収証書、納税証明書の扱い）

領収証書は発行されません。また、自動車税の継続検査及び構造等変更検査用納税証明書は発送しません。

納付後すぐに車検等を受ける方や、領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

● Pay-easy（ペイジー）について

ペイジーマークのある納付書の新規発行は令和7年度末で終了しました。

令和8年度以降、ペイジー納付を利用する場合は、地方税お支払サイトの「お支払方法の選択」画面で「ペイジー番号を発行し当サイト以外(ATM等)で支払う」を選択し、納付手続きを行ってください。

なお、既に発行済みのペイジーマークのある納付書は引き続き利用可能です。

※1 地方税お支払サイトは令和8年9月に eL お支払サイトに名称変更予定です。

※2 QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

地方税の電子申告・納税



県税のしおり
令和8年度

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納税手続きが行えます。

※ eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

● 電子申告・納税ができる税目（県税）

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)、
県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、
県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物埋立税、
宿泊税

※ これらの申告手続きと関連性の高い申請・届出手続きもエルタックスから行えます。

※ 今後、更に利用可能な税目が追加される予定です。



エルレンジャー

eLTAXを利用するには、一部の手続きを除き、事前の準備(利用届出等)が必要です。
詳しくは、**eLTAX**ホームページをご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAXホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ ☎0570-081459(つながらない場合は、03-6745-0720)

国税の電子申告・納税（e-Tax）

インターネットで国税の申告、納税、申請・届出等が簡単・便利に！

● 利用できること

- ・ 所得税、法人税、消費税などの申告
- ・ ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納税
- ・ 青色申告承認申請など申請・届出等の提出



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

e-Tax を利用するには、事前の手続きが必要です。

詳しくは **e-Tax** ホームページをご覧ください。 ⇒ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

県税関係申請書・届出書のダウンロード

県税関係の申請書、届出書をインターネットでダウンロード！

詳しくは、「県税のページ」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei>) から、サイドメニュー「納税証明、各種申請書」をご覧ください。

県税の納税証明書

県税のしおり
令和8年度

納税証明書には、一般用と自動車税継続検査・構造等変更検査用があります。

● 納税証明書（一般用）

■ 課税(申告)額、納税額、その他の一定の事項を証明するもので、2種類あります。

納付税額証明

建設業の許可申請や決算変更届等を行う際に必要な証明書で、税額、納付済額、未納額が表示されます。

未納なし証明書

入札参加資格審査の申請等を行う際に必要な証明書で、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないことを証明します。

※ 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金の未納(徴収猶予や納期限未到来のものを除く。)がある場合は証明できません。

■ 納税証明書が必要な場合は、次のとおり交付請求を行ってください。

請求窓口	各県税事務所(分室)
請求に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 請求者(窓口に来られた方)の身分証明書 …顔写真付き証明書は1点、顔写真のない証明書は2点必要です。・ 代理人による請求の場合 …委任状(交付請求書の委任者欄に記入がある場合は不要です。)・ 納税後2週間以内に請求する場合 …領収証書・ 法人で申告納税期限の翌月15日までに請求する場合 …県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の申告書の写し、領収証書
交付手数料	納税証明1件につき400円(現金)

※ 納税証明書(一般用)については、なりすましやその他不正な手段による請求を防止するため、運転免許証などの身分証明書により、請求者(窓口に来られた方)の確認を行います。

■ 納税証明書(一般用)は、電子申請システムでも交付請求手続きが可能です。

詳しくは県HPをご覧ください。⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/shoumei-denshi.html>

● 納税証明書（自動車税継続検査・構造等変更検査用）

■ 国土交通省(運輸支局等)と広島県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化されており、継続検査・構造等変更検査時に必要となる納税証明書の提示が省略できます。

- 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税(延滞金を含む。)の未納がない場合に限りです。
- 自動車税を納付後すぐに継続検査等を受ける方は、納税証明書の提示が必要です。
 - ・ 納付日からシステム反映までに概ね1週間から10日程度の日数が必要となります。
 - ・ この間に継続検査等を受ける方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付していただき、納税通知書添付の納税証明書をご提示ください。
 - ・ 口座振替の方は、この間に継続検査等を受ける場合でも納税証明書の提示を省略できます。

■ 納税証明書が必要な場合は、次のとおり交付請求を行ってください。

請求窓口	各県税事務所(分室)、西部県税事務所観音庁舎、東部県税事務所松永庁舎
請求に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 代理人による請求の場合は委任状(自動車検査証(写し可))を提示すれば委任状は不要です。・ 納税後2週間以内に請求する場合 …領収証書
交付手数料	無料

納税の猶予・減免など

県税のしおり
令和8年度

税金は納期限までに納めなければなりません。納税者の事情により、納税の猶予や減免などが認められる場合があります。いずれも、納税者からの申請が必要となります。

● 納税の猶予

次の場合などには、1年以内(事情により最長2年)に限り納税が猶予される場合があります(ただし、猶予を受ける金額や期間によっては、担保の提供が必要になります。)

- ・ 本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ・ 本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ・ 本人が事業につき著しい損失を受けたとき、又は事業を廃業・休止したとき
- ・ 納税することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる時

● 納期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、その災害などがやんだ日から2月以内に限り、申告期限又は納期限が延長されます。

● 災害などによる減免(主なもの)

災害その他特別の事情があるときは、その税金の一部又は全部が減免される場合があります。

区分	内容
個人事業税	・ 災害により被害を受けた場合 ・ 生活保護法の扶助を受けた場合
不動産取得税	・ 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ・ 取得から6月以内の不動産が、災害により滅失又は損かいた場合
自動車税	・ 災害により自動車に被害を受け、6月以内に修理が完了した場合 ・ 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合
個人県民税	・ 個人の市町村民税が減免された場合

● 更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物埋立税、宿泊税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見した場合、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2月以内)に限り、更正の請求をすることができます。

● 審査請求

県税についての課税又は徴収に関する処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に知事に対して「審査請求」をすることができます(審査請求書は、なるべく処分をした県税事務所を經由して提出してください。)

県税を扱う事務所

県税のしおり
令和8年度

県税を扱う事務所と管轄区域は次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

事務所名	所在地	電 話		管轄区域
西部 県税事務所	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	税務管理課	★082(207)2135、2174、2448	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町
		地方税特別滞納整理班	★082(207)2469、2459	
		滞納整理第一課	★082(207)2514、2531、2536、2597	
		滞納整理第二課	★082(207)2651、2653、2664、2675	
		法人課税課	★082(207)3114、3128、3145、3146	
		個人課税課	★082(207)3184、3194、3197	
		不動産税課	★082(207)3239、3238、3256、3259	
		自動車税課	★082(207)3295、3296	
		宿泊税課 ^(※1)	★082(207)3103、3204	
呉分室	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823(22)5400		
廿日市分室	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829(32)1181		
東広島分室	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	納税課	082(422)6911	
		不動産評価課		
		軽油調査課 ^(※2)		
観音庁舎	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 中国運輸局広島運輸支局内	082(232)7694 自動車の登録に伴う自動車税のみ取り扱います。		
東部 県税事務所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	税務管理課	★084(921)1301	三原市 尾道市 福山市 府中市 世羅町 神石高原町
		滞納整理課	★084(921)1300、1302、1303、	
		課税第一課	★084(921)1306(法人県民税・法人事業税)	
			★084(921)1307(個人事業税)	
		課税第二課	★084(921)1309、1308(不動産取得税)	
★084(921)1310(自動車税)				
尾道分室	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848(25)2011		
松永庁舎	〒729-0115 福山市南今津町45 福山自動車検査登録事務所内	084(933)3171 自動車の登録に伴う自動車税のみ取り扱います。		
北部 県税事務所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	収納管理課	0824(63)5181	三次市 庄原市
		課税課		
税務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	★082(513)2319		

注1 ★印はダイヤルインです。

2 ※1 宿泊税の申告等は、西部県税事務所において全県を管轄しています。

※2 軽油引取税(免税軽油の手続きを除く。)及びゴルフ場利用税の申告等は、西部県税事務所東広島分室において全県を管轄しています。

県税事務所の所在地

県税のしおり
令和8年度

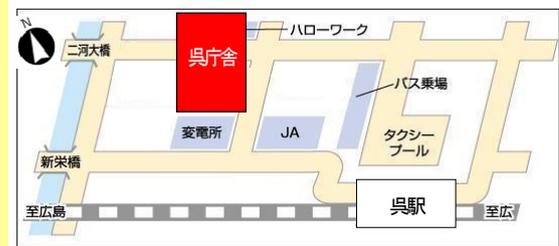
西部県税事務所

〒732-0052 広島市東区光町二丁目 1-14
広島県光町庁舎 1・2階
電話 (082)207-2135



西部県税事務所 呉分室

〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25
広島県呉庁舎4階
電話 (0823)22-5400 (代)



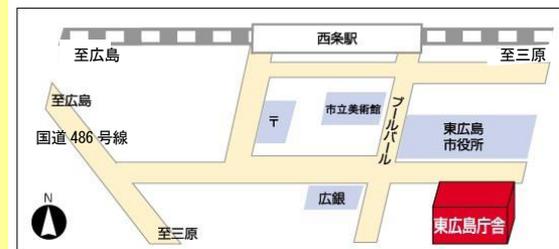
西部県税事務所 廿日市分室

〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68
広島県廿日市第2庁舎1階
電話 (0829)32-1181 (代)



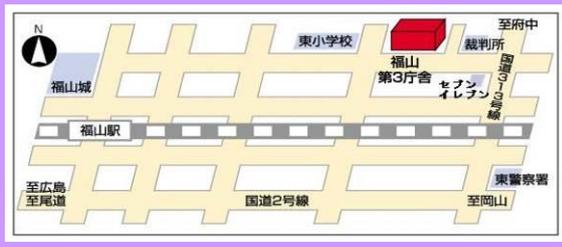
西部県税事務所 東広島分室

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
広島県東広島庁舎1階
電話 (082)422-6911 (代)



東部県税事務所

〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1
広島県福山第3庁舎1・2階
電話 (084)921-1311 (代)



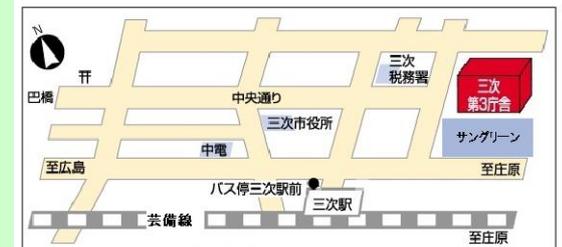
東部県税事務所 尾道分室

〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
広島県尾道庁舎2階
電話 (0848)25-2011 (代)

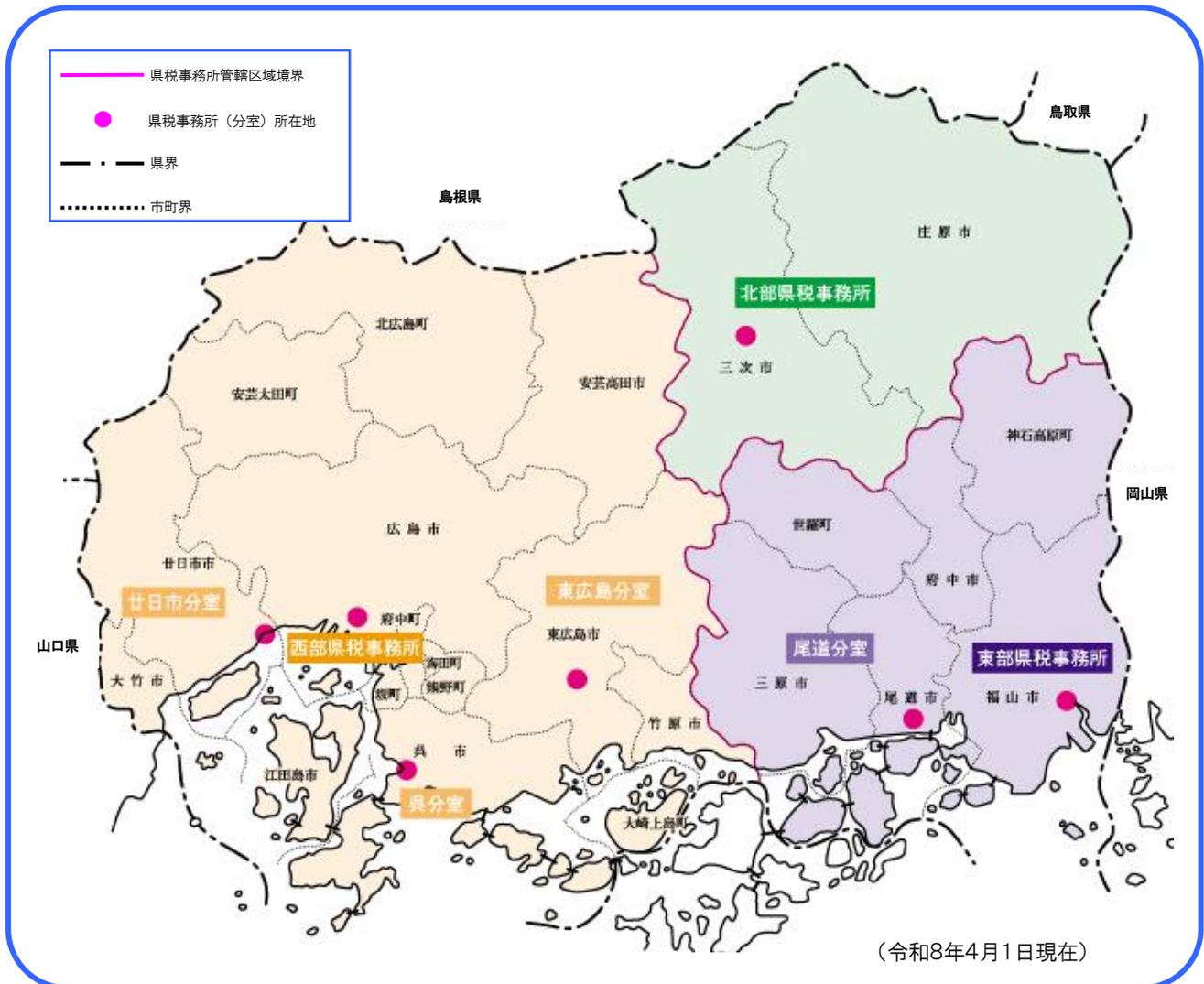


北部県税事務所

〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1
広島県三次第3庁舎1階
電話 (0824)63-5181 (代)



県税事務所管轄区域



○ 県税の還付事務や多くの課税事務は西部、東部、北部の県税事務所(本所)に業務集約されていますので、県税の課税や還付、納税に関するお問合せは管轄の県税事務所(本所)までお願いします。
 なお、次の業務については分室でも取り扱います。

納 税	○ 県税の納税 ○ 納税証明書の発行
不動産取得税	○ マイホームの建築や購入に係る取得申告、減額申告、徴収猶予申告の受付 ○ 賃貸住宅のオーナーによる取得申告、減額申告、徴収猶予申告の受付
自動車税	○ 身体障害者等のために使用する自動車の減免申請の受付
法人県民税	○ 申告書の受付
法人事業税	○ 設立届、事務所等の設置届などの各種届出の受付
個人事業税	○ 開業届などの各種届出の受付
軽油引取税	○ 免税軽油使用者証、免税証の交付申請の受理、発行

※ 軽油引取税の上記以外の事務及びゴルフ場利用税は、西部県税事務所東広島分室が一括して事務を行います。

国税についてのご質問・ご相談は、税務署へお問い合わせください。

(令和8年4月1日現在)

名称	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
広島国税局	(082)221-9211	730-8521	広島市中区上八丁堀 6-30	
広島東税務署	(082)227-1155	730-0012	広島市中区上八丁堀 3-19	中区の一部 東区の一部(海田税務署管内の地域を除く。) 南区の一部
広島西税務署	(082)234-3110	733-8555	広島市西区観音新町 1丁目 17-3	中区の一部 西区
広島南税務署	(082)253-3281	734-0003	広島市南区宇品東 6丁目 1-72	南区の一部 江田島市
広島北税務署	(082)814-2111	731-0294	広島市安佐北区亀山 2丁目 25-10	安佐南区 安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡
廿日市税務署	(0829)32-1217	738-8601	廿日市市新宮 1丁目 15-40	佐伯区 大竹市 廿日市市
呉税務署	(0823)23-2424	737-8652	呉市中央 3丁目 9-15	呉市
海田税務署	(082)823-2131	736-8505	安芸郡海田町大正町 1-13	東区のうち馬木町、馬木 1~9丁目、温品町、温品 1~8丁目、上温品 1~4丁目、福田町、福田 1~8丁目 安芸区 安芸郡
吉田税務署	(0826)42-0008	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604-1	安佐北区のうち白木町 安芸高田市
西条税務署	(082)422-2191	739-8615	東広島市西条昭和町 16-8	東広島市
竹原税務署	(0846)22-0485	725-8686	竹原市中央 3丁目 2-12	竹原市 豊田郡
尾道税務署	(0848)22-2131	722-8505	尾道市古浜町 27-18	尾道市 世羅郡
三原税務署	(0848)62-3131	723-8511	三原市宮沖 2丁目 12-1	三原市
福山税務署	(084)922-1350	720-8652	福山市三吉町 4丁目 4-8	福山市の一部(府中税務署管内の地域を除く。)
府中税務署	(0847)45-2570	726-0002	府中市鶴飼町 555-40	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町 府中市 神石郡
三次税務署	(0824)62-2721	728-0013	三次市十日市東 1丁目 13-5	三次市
庄原税務署	(0824)72-1001	727-0021	庄原市三日市町 667-5	庄原市

※ 管轄区域の詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか、広島国税局のホームページをご覧ください。

《国税関係のホームページ》

- タックスアンサー・ホームページ (国税に関する情報等を提供しているホームページです。)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>
- 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>
- 広島国税局ホームページ
<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

市役所・町役場

県税のしおり
令和8年度

市町税についてのご質問・ご相談は市役所又は町役場へお問い合わせください。

(令和8年4月1日現在)

市区町	電話番号（税務主管課）	郵便番号	所在地
広島市	(082) 504-2087	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6-34
中央市税事務所	(082) 504-2558	730-8587	広島市中区国泰寺町一丁目4-21
南税務室	(082) 250-8946	734-8522	広島市南区皆実町一丁目5-44
東部市税事務所	(082) 568-7715	732-8510	広島市東区東蟹屋町9-38
安芸税務室	(082) 821-4913	736-8501	広島市安芸区船越南三丁目4-36
西部市税事務所	(082) 532-0937	733-8530	広島市西区福島町二丁目2-1
佐伯税務室	(082) 943-9716	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目5-28
北部市税事務所	(082) 831-4932	731-0193	広島市安佐南区古市一丁目33-14
安佐北税務室	(082) 819-3913	731-0292	広島市安佐北区可部四丁目13-13
財政局収納対策部 徴収第一課～第四課	(082) 504-0131	730-8567	広島市中区大手町四丁目1-1大手町平和ビル10F
呉市	(0823) 25-3100 (代表)	737-8501	呉市中央四丁目1-6
竹原市	(0846) 22-7732	725-8666	竹原市中央五丁目6-28
三原市	(0848) 67-6031	723-8601	三原市港町三丁目5-1
尾道市	(0848) 38-9154	722-8501	尾道市久保一丁目15-1
福山市	(084) 928-1018	720-8501	福山市東桜町3-5
府中市	(0847) 44-9126	726-8601	府中市府川町315
三次市	(0824) 62-6111 (代表)	728-8501	三次市十日市中二丁目8-1
庄原市	(0824) 73-1144	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1
大竹市	(0827) 59-2127	739-0692	大竹市小方一丁目11-1
東広島市	(082) 422-2111 (代表)	739-8601	東広島市西条栄町8-29
廿日市市	(0829) 20-0001 (代表)	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1
安芸高田市	(0826) 42-5614	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791
江田島市	(0823) 43-1636	737-2297	江田島市大柿町大原505
府中町	(082) 286-3142	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1
海田町	(082) 823-9204	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17
熊野町	(082) 820-5603	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1
坂町	(082) 820-1502・1503	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1
安芸太田町	(0826) 28-2114	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1
北広島町	(0826) 72-7351	731-1595	山県郡北広島町有田1234
大崎上島町	(0846) 65-3114	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1
世羅町	(0847) 22-5300	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1
神石高原町	(0847) 89-3334	720-1522	神石郡神石高原町小島1701

中学生の税についての作文・書写

県税のしおり
令和8年度

次代を担う中学生に、応募を機会に税について考え、税に関する正しい知識を身に付けていただくため、毎年、納税貯蓄組合連合会が、県教育委員会などの後援を得て、税についての作文・書写を募集しています。令和7年度は、広島県内の中学校に在籍する生徒の皆さんから、作文 8,228 編、書写 15,974 点の応募があり、次のお二人が広島県知事賞を受賞されました。

広島県知事賞（作文の部）

「税について思うこと」

広島市立瀬野川東中学校 三年
中島 佐那

私たちの生活は、実は税金に支えられています。買い物をするすると消費税が加算され、働けば所得税が引かれます。子どもの頃は取られるだけと思っていた税金ですが、今ではなくてはならないものだと思います。

税金は、みんなで少しずつ出し合うからこそ大きな力を持ちます。その力で道路や公園が整備され、私たちが安心して暮らせる環境が作られています。例えば、私が毎日通う学校も、建物の維持や教科書の無償配布などに税金が使われています。もし税金がなければ授業料が高くなったり、施設が老朽化して危険な状態になっていたかもしれません。普段当たり前だと思っていることも、実は税金があるからこそ成り立っているのです。

さらに税金は、人の命を守るためにも使われています。消防や警察、病院といった公共サービスも税金で支えられているのです。緊急時にすぐ助けてもらえるのは、本当にありがたいことです。また、自然災害が起きたときも被災地への支援金や復旧工事に税金が使われています。大変な状況にある人々が少しでも早く日常を取り戻せるのは税金のおかげです。

もちろん、税金の使い方には疑問をもつ人もいます。ニュースで無駄遣いが取り上げられることもあります。だからこそ、税金の使い道が公平で透明であることが大切です。納める私たち国民も、ただ払うだけでなくどう使われているかに興味を持つ必要があります。

税金は、私たちの未来をより良くするために欠かせないものです。正直、払うときは高いと感じるかもしれませんが、そのお金が学校や道路、病院など私たちの暮らしを守る形で返ってきていると考えると、本当にありがたいと感じます。

将来、社会を支える大人になったとき、税金は誰かを助ける力なんだと胸を張って納められる人でありたいです。税金はみんなで作る未来への大切な約束。これからも感謝の気持ちを忘れずに、よりよい社会を目指していきたいと思います。

広島県知事賞（書写の部）

「社会保障と税」

熊野町立熊野東中学校 三年
宮岡 美楽

広島
宮岡美楽
障社
と会
保
税

意納
識税



個人住民税は原則すべて特別徴収(給与からの天引き)です



個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

特別徴収による納税手続きの流れ



従業員
(納税義務者)

4 特別徴収税額決定通知書の
配付(納税義務者用)
(5月31日まで)

5 住民税を給与から天引き
(6月分から翌年5月分まで)



事業主
(特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

2 税額の計算

3 特別徴収税額決定通知書の
送付(特別徴収義務者の指定)
(5月31日まで)

6 住民税を納入
(翌月10日まで)



市町

特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	江田島市	税務課	0823-43-1636
呉市	市民税課	0823-25-3196	府中町	税務課	082-286-3143
竹原市	税務課	0846-22-7732	海田町	税務課	082-823-9204
三原市	市民税課	0848-67-6031	熊野町	税務住民課	082-820-5603
尾道市	市民税課	0848-38-9152	坂町	税務住民課	082-820-1503
福山市	市民税課	084-928-1021	安芸太田町	税務住民課	0826-28-2114
府中市	税務課	0847-44-9126	北広島町	税務課	0826-72-7351
三次市	課税課	0824-62-6122	大崎上島町	税務課	0846-65-3114
庄原市	税務課	0824-73-1146	世羅町	税務課	0847-22-5300
大竹市	税務課	0827-59-2128	神石高原町	住民課	0847-89-3334
東広島市	市民税課	082-420-0910			
廿日市市	課税課	0829-30-9113			
安芸高田市	税務課	0826-42-5614			

制度の内容や手続きなどの詳細は

広島県 個人住民税特別徴収 [検索](#)





広島県地方税納税推進キャラクター
『ささえくん』

県税のページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>)



[広島県トップページ \(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/) → 「くらし・教育・環境・文化」 → 「税務課」

県税に関する情報をホームページで提供しています。

令和8年度 県税のしおり

編集・発行 / 広島県 総務局 税務課

〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号

電話：(082) 513-2321 (ダイヤルイン)

FAX：(050) 3156-3483

e-mail：souzeimu@pref.hiroshima.lg.jp